

## 史料紹介・翻刻

# 明治二〇年「民度調 河沼郡」とその作成 に関わる史料

川 口 洋

## はじめに

本稿では、「明治二十年七月、一種庶第二号、民度區畫調上申綴庶務課」(福島県歴史資料館所蔵、明治・大正期福島県庁文書、資料番号…一〇五九)に合綴されている「南會津、北會津、耶麻、大沼、河沼 民度區域調 第一部庶務課」のうち、「民度調 河沼郡」とその作成に関わる史料を紹介・翻刻する。明治中期の河沼郡における社会経済的状況の理解を深めるために、日常生活の諸相、末端消費・最終需要、生産活動、商品流通、労働需要、および人口構造の変容を史料から読み取りたい。

「民度區畫調上申綴」と「東白川、石川、田村、菊田、磐前、磐城、檜葉、行方、標葉、宇多 民度區域調 第一部庶務課」

明治二〇年「民度調 河沼郡」とその作成に関わる史料

(福島県歴史資料館所蔵、明治・大正期福島県庁文書、資料番号…一〇五八)に合綴されている各郡長から福島縣に進達された民度區域調は、明治二〇(一八八七)年九月に福島縣知事・折田平内が、各郡長に令達した「訓令庶秘第二號」に指示した項目に準拠して作成された(川口、二〇二〇)。すなわち、管下の郡を数区に地域区分して、区域ごとに、気候、地形、耕地宅地、町村戸口地租、風俗生計、物産、職業、学事、宗教、物価、衛生、犯罪、諸税及協議費、および雑件の報告文に、各郡の農産物・水産物收穫表、諸物価・諸職工賃表、輸出入品高及び金額表を加えた構成に統一されている。

民度區域調は、郡区町村制から市制・町村制への移行期に当たる一八八〇年代の日常生活を描いた第一級の地誌とみとめられる。とくに、風俗生計と雑件の両項目は、社会階層別の衣食住を含む日常生活を描いた他に類例を見ない史料である。風俗生計の項目には、生計費、常用衣服、晴着、食物、講、自家用酒造戸数、家屋、日用品の流通、県会議員の有権者数、および徴兵状況が、雑件の項目には、出稼ぎ、生活時間、夜業、休日などが活写されている。

「民度調 河沼郡」を明治二〇年に進達した吉見輝は、明治十九(一八八六)年八月二十八日から明治二四(一八九一)年一月二十七日まで、河沼郡長を務めた<sup>(1)</sup>。輝は、安政三(一八五六)年五月、水戸藩士・川邊重左衛門の三男として生まれ、吉見治郎左衛門の養

明治二〇年「民度調 河沼郡」とその作成に関わる史料

子となった。福島県警部から河沼郡長を経て、北会津郡長、富山県・熊本県・広島県・長崎県・大阪府警部長、群馬県知事などを歴任して、昭和十一年（一九三六）年十月に八〇歳で歿した。

史料三の「民度調 河沼郡」は、縦二六cm、横三六cmの縦帳で、朱色で罫線と用紙の中央下部に「福島県河沼郡役所」と刷られた四九丁の和紙で構成されている。

一 史料の作成過程

「民度調 河沼郡」の作成過程は表1に要約できる。明治二〇（一八八七）年七月四日、福島県第一部長・永峰彌吉は「一庶第二九七号」を各郡長に送達して、所轄の郡を数区に区分する「民度区畫見込」を七月二〇日までに提出するよう求めた（川口、二〇二〇）。これを受けた河沼郡長・吉見輝は、七月十七日、福島県知事・折田平内に「河沼郡民度調」を進達した（史料一）。史料一では、河沼郡をつぎの四方部に区分している。

（甲部）阿賀川以西、只見川以東の一町四五カ村は水田が多く、青木・青津・坂下・牛川では、近年、養蚕を行う者が増加している。坂下町は、若松と新潟を結ぶ県道に沿う商品流通の要であり、県道沿線の零細農民は、陸運業に従事する者が多い。「民心ハ概シテ浮薄ノ方ナルモ、民度ノ進捗ハ郡内ニ冠タルベシ」と報告されて

いる。

（乙部）北会津郡と耶麻郡に境を接する阿賀川（大川）以東の二六カ村は、会津盆地中央部に位置する水田地帯である。「民情ハ少シク慄悍ノ向アルモ、稍開進ノ方タリ」と評価されている。

（丙部）只見川以西の十九カ村は、新潟に向かう県道沿いの野澤、上野尻、群岡の三カ村を除くと耕地の少ない山間集落で、陸運業のほかは山仕事で生計を立てている。屋敷、下谷、正中などの村々は、銀・銅・鉛の小規模鉱山があるだけで、産業もなく、ことに生活が困難な地域である。「民情ハ概シテ、氣慨アリト雖トモ、進歩ハ東部大川東二亜クモノトス」と報告されている。

（丁部）河沼郡の西南端の山間

表1 河沼郡における民度調の作成過程

年月日	事項
明治20年6月下旬から7月上旬か	福島県第一部長・永峰彌吉と各郡長、福島県廳で民度取調について面談。
明治20年7月4日	福島県庶務課長・沼澤七郎、7月20日までに民度区畫見込の差出を各郡長に求める一庶第二九七号按伺を起案。同日付で、第一部長が各郡長に送達。
明治20年7月17日	河沼郡長・吉見輝、福島県第一部長に「河沼郡民度調」を進達（史料一）
明治20年9月8日	福島県知事・折田平内、9月30日までに民度区域調の差出を各郡長に求める訓令庶秘第二號を令達。
明治20年11月17日	河沼郡長、福島県知事に「河甲第一九三三號 民度調之儀ニ付内申」を上申（史料三）。
明治20年11月18-22日か	河沼郡長、第一部長から一庶第五九四号を受理。民度区域調の督促か（史料二）
明治20年11月22日	河沼郡長、第一部長に「河乙第一四四六號」を進達（史料二）。

部に位置する柳津村周辺九カ村は、耕地が少なく、山仕事と大沼郡  
軽井沢銀山などへの運送業で生活する者が過半と報告されている。  
「民情質朴、開進ノ氣ニ乏シク、民度ハ坂下方部ニ比シ、幾分ヲ讓  
ルモノトス」と厳しく評価されている。

江戸時代、甲部は会津藩坂下組、牛澤組、青津組、乙部は会津藩  
代田組と笈川組、丙部は会津藩野澤組と海道組、丁部は会津藩牛澤  
組に所属していた。

九月八日に福島縣知事・折田平内は、「訓令庶秘第二號」を各郡  
長に令達して、九月三〇日までに民度区域を別添項目に準拠して進  
達するよう求めた。訓令庶秘第二號には、調査項目が詳細に説明さ  
れており、これに準拠して各郡の民度區域調も作成された。

訓令を受けた河沼郡長は、十一月十七日に甲部、乙部、丙部、  
および丁部に関する「民度調 河沼郡」（史料三）を福島縣知事に  
進達した。これと入れ違いに河沼郡に送達されたとみられる一庶  
五九四号は、民度調進達を督促する内容であったと推測される（史  
料二）。

## 二 日常生活の諸相

風俗生計の項目では、生活費、衣服、食物、住居の地域間格差と  
階層間格差が強調されている。史料に記録されることが稀な主食に

明治二〇年「民度調 河沼郡」とその作成に関わる史料

についても、甲部と乙部では、全ての階層が一日三食とも米飯で、季  
節により麦を混炊していたのに対して、丙部では、上・中層が米  
飯で、季節により上層は麦や蕎麦、中層は蕎麦、麦、粟、稗を米と  
昏炊していたが、下層は野菜を米と混炊して米の量を減らしていた  
（表2）。丙部の屋敷村（阿賀川支流の亀光頭川流域に位置する現、  
耶麻郡西会津町宝坂大字屋敷）では、「草根、木葉ヲ煮、之レニ米  
小許ヲ加へ、食スルアリ」と特記されている。丁部では、上層が時  
節により小豆や粟、中層と下層が乾菜、小豆、粟を米と混炊してい  
た。本史料は、一日三食とも米を主食とする習慣が、明治二〇年以  
前から甲部と乙部を含む会津盆地で始まり、山間に位置する丙部の  
上層と中層、丁部の上層に及び始めていたことを示唆している。

家屋の屋根は、甲部・乙部の下層と乙部の中層の一部が藁葺、丙  
部の下層と中層の一部が杉皮葺であるのに対して、甲部・乙部・丙  
部・丁部の上層と甲部の中層は木羽葺または萱葺、甲部・乙部・丙  
部の中層の一部と丁部の中層は萱葺である（表2）。建坪は、下層  
が十五坪（乙部）から三〇坪（丁部）、中層が三五坪（丙部）から  
五〇坪（丁部）、上層は八〇坪（乙部）から二二九坪（甲部）と記  
されている。

一年間の地代を含めた借家料は、甲部・丙部・丁部の下層が四円  
から八円四〇銭、中層が十五円から三六円、上層が五〇円から六〇  
円である（表2）。若松近郊に位置する乙部では、下層が十二円、

表2 明治中期の河沼郡における衣食住

区域	風俗生計	上等	中等	下等
甲	生計費	市街:1,440 円、村落:358 円	市街:240 円、村落:139 円	市街:36 円、村落:74 円
	常用衣服	平常は綿布。祭礼、儀式などには、絹布を着用す。	上等と同じで、鹿品。	すべて綿布。最下等は、甚だ鹿品なるもの。
	食物 (1日3食)	米飯。季節により麦を混食。	米飯。季節により麦を混食。	米飯。季節により麦を混食。
	家屋 (建坪)	229 坪	45 坪	20 坪
	屋根	木羽、あるいは萱葺	木羽、あるいは萱葺	茅葺、藁葺
乙	1カ年の借家料と地代	60 円	36 円	5~10 円
	新築一坪の費用	20 円	10 円	4 円
	生計費	267 円	151 円	65 円
	常用衣服	綿布。祭礼、儀式其他晴れの場所に出つときは、絹布を着けるものあり。	綿布	綿布、鹿なるもの。女は猿袴を着し、笠を冠する。
	食物 (1日3食)	米飯。季節により麦を混食。	米飯。季節により麦を混食。	米飯。季節により麦を混食。
丙	家屋 (建坪)	80 坪	40 坪	15 坪
	屋根	茅葺	茅葺なりと雖も、藁葺もあり。	藁葺
	1カ年の借家料と地代	72 円	36 円	12 円
	新築一坪の費用	10 円	5 円	2 円 50 銭
	生計費	准市街:454 円、村落:280 円	169 円	76 円
丁	常用衣服	平常は綿布。祭礼、儀式などには、絹布を着用す。	綿布。	綿布。最下等は襦袢なるものあり。
	食物 (1日3食)	米飯。季節により麦、蕎麦の類を混す。	米飯。季節により麦、蕎麦の類を混す。蕎麦、麦、粟、稗の類、季節により食す。	米飯。季節により麦、蕎麦の類を混す。蕎麦、麦、粟、稗の類、季節により食す。野菜を混炊し、従て米量を減す。
	家屋 (建坪)	99 坪	35 坪	17 坪
	屋根	木羽と茅葺	茅葺、杉皮葺	茅葺、杉皮葺
	1カ年の借家料と地代	50 円	15 円	5 円
部	新築一坪の費用	10 円	7 円	3 円
	生計費	270 円	150 円	75 円
	常用衣服	綿布を常服とし、祭礼、儀式等の節、羽織は絹布を用れとも、袴には絹布のもの稀なり。	上等と同じ、物資鹿なるもの。	祭礼、儀式等に出つときは、綿布を少しく装うと雖とも、常は襦袢を身に纏い、醜態を免れず。
	食物 (1日3食)	米飯。時節により小豆、粟等を混炊す。	米飯。乾菜、或は小豆、粟等を混炊す。	米飯。乾菜、或は小豆、粟等を混炊す。稍米量を減す。
	家屋 (建坪)	100 坪	50 坪	30 坪
部	屋根	茅葺、木羽葺	茅葺	茅葺
	1カ年の借家料と地代	50 円	30 円	8 円 40 銭
	新築一坪の費用	13 円	9 円	3 円

史料)「民度調之義二付内申(河甲一九三三號)」(福島県歴史資料館所蔵「明治二十年七月、一種庶第二号、民度區畫調上申綴 庶務課」明治・大正期福島県庁文書、資料番号:1059 所収)

中層が三六円、上層が七二円であり、甲部・丙部・丁部の借家料より割高となっている。常用衣服は、甲・乙・丙・丁部における全ての階層で綿布を用いていた(表2)。祭礼、儀式などの晴着は、甲部・乙部の上層は絹布の羽織袴、甲部の中層以下は絹綿混織の羽織袴、丙部の上層は絹布の羽織袴や袴、丁部の上層は絹布の羽織を用いたが、袴に絹を用いる者は稀で、婚葬には袴を着用した。甲部では、中層以上が、縮緬やフランネル毛織物の襟巻、草履付の下駄、甲斐国郡内地方で産出される絹布である海気など絹張の蝙蝠傘を用いた。下層で襟巻を用いる者は少なく、綿製の襟巻、桐や

朴の下駄、木綿張の蝙蝠傘、雨天の時には和傘を用いた。乙部の中層以上、丙部の上層は、羽織を着て、帽子をかぶり、蝙蝠傘を携え、下駄を履いて歩行した。丁部の中層以上は、帽子をかぶる者は稀で、桐の下駄を履き、絹張の蝙蝠傘を携えていた。一方、乙部の下層、丙部の中層以下、丁部の下層は、猿袴に蓑、笠、和傘、草鞋を用いる者が多い。

乙部の「女ハ上中等、其物質ヲ異ニスト雖トモ、其容装、一般町家ノ風ヲ学ブカ如ク」、丁部の「女ハ概シテ絹布ヲ用ユルカ如シ」という記述は、呉服や太物の堅調な最終需要を示唆している。

地租を五円以上納める二〇歳以上の男性が有権者となる県会議員選挙権を持つ者と地租を十円以上納める二五歳以上の男性が有権者となる県議員被選挙権を持つ者は、甲部で一、四八三人、乙部で一、二三人、丙部で六〇一人、丁部で二六九人ある。県会議員選挙権、あるいは被選挙権を持つ有権者が全戸数に占める構成比は、甲部で五三％、乙部で七五％、丙部で四一％、丁部で四六％である。本籍人口に占める構成比は、甲部で九％、乙部で十二％、丙部で七％、丁部で七％である。会津盆地の平野部に位置する乙部と比較して甲部、丙部、丁部では、高額な地租を納める富裕層が少ない。学事の項目によれば、甲部で高等小学校一校、尋常小学校五校、乙部で尋常小学校二校、丙部で尋常小学校四校、簡易小学校三校、丁部で尋常小学校一校を数えた。学齢児童は、甲部で二、

八〇六人、乙部で一、七九八人、丙部で一、六九三人、丁部で六六四人である。学齢児童の就学率は、甲部で四五％（男児・六九％、女児・十八％）、乙部で三四％（男児・六四％、女児・九％）、丙部で四一％（男児・七二％、女児・十二％）、丁部で四〇％（男児・六二％、女児・十八％）にとどまった。

明治十九（一八八六）年四月十日に公布された小学校令により、六歳の学齢に達した児童の就学が義務化されたが、就学率は低く、男児と比較して女児の就学率は極めて低かった。坂下町を含む甲部における就学率が高く、野沢、上野尻、群岡といった宿駅を含む丙部がこれに次ぐ。基礎学力に対する需要には、大きな性差と都市村落間格差が確認できる。

甲部では東京大学予備門の在学者が一名、丙部では桑港（サンフランシスコ）近郊のバークレー大学（カリフォルニア大学バークレー校か）と宮城県立医学校の在学者が各一名報告されている。雑件の項目には、積雪中の男性の仕事として、甲部、乙部、丁部では縄綱、草履、草鞋造り、丙部では藁細工と紙漉業があがっている。冬季の女性の仕事は、甲部、乙部、丁部では紡績と裁縫であった。甲部から他国へ鉾山稼ぎに行く者は僅かであった。乙部から出稼ぎに行く者は僅かで、定職はなかった。丙部では萱手職として、丁部では萱手職として、あるいは鉾山に出稼ぎに行く者も見られた。起床時間は、甲部、乙部、丙部、丁部ともに五時であった。就寝

時間は、甲部では夜十一時、乙部、丙部では十時から十二時、丁部では夜十時から十一時である。甲部、乙部、丙部、丁部ともに、男性が藁仕事、藁細工、女性が紡績や裁縫が夜業にあげられている。

期日休業は、甲部の農家が毎月三回から六回、乙部では一カ月に六日、丙部では一カ月に五、六回、丁部では毎月二、三回であった。

甲部では、一日二回、約一時間ずつ休憩したが、秋から春までの期間に決まった休憩時間はない。乙部では一日に二、三度、丙部では一日二度、丁部では一日二回、約一時間半ずつ休みを取った。

風俗生計の項目によれば、甲部では、毎年、一、二回、あるいは毎月、八日講、熊野講、古峯原講、巳待講、観音講と称して会食した。多くの場合、米飯や餅を食べ、飲酒することは少ない。乙部では、春秋の二度、米を持ち寄り、餅を食べる寄合餅が開かれた。ほかに、飯豊山鑛、湯殿山講、観音講などで酒食をとにもすることもあった。丙部では、年に一回、あるいは月に一回、熊野講、八日講、山神講、観音講で会食した。丁部では、春秋の二度、山神講で米や濁酒を集めて会食した。また、毎月一回、権現講、古峯講と称して、会食することもある。

### 三 末端消費・最終需要

河沼郡重要品輸出入高及金高表に掲載されている移入品の総額

は、一〇三、九八五円に上る(表3)。本表の直前に掲載されている河沼郡農産物收穫表の備考には、明治十七(一八八四)年から明治十九年に至る三年間の平均收穫量と注記されているため、本表の数値も、明治十七年から明治十九年の平均移入量・金額とみられる。

風俗生計と物産の項目によれば、甲部、乙部、丙部では建築用の木材を郡外から、甲部、乙部、丙部では馬を郡外から購入していた。しかし、本表には、建築用の木材、耕作用の馬が掲載されていない。そのため、本表に掲載されている物産は、河沼郡への移入品の一部分とみられる。

太物は、重要品輸出入高及金額表に掲載されている移入品の合計金額の四八%を占める(表3)。郡外から移入された太物が、二節で先述した祭礼・儀式で男性が着用した絹布や綿絹混用の羽織袴、婚葬で着用した袴、防寒用の襟巻に用いた縮緬やフランネル毛織物、丁部でわずかに言及されている絹布の女性用晴着に用いられた可能性も否定

表3 河沼郡における主な移入品(明治17年から明治19年の平均)

移入品	移入量	金額	単価
塩	15,000 俵	12,000 円	1 俵 (3 斗 5 升入) : 80 銭
乾魚類	7,000 個	21,000 円	1 個 (10 貫目) : 3 円
砂糖	4,000 個	16,000 円	1 個 (10 貫目) : 4 円
太物	1,000 個	50,000 円	1 個 (10 貫目) : 50 円
石油	400 個	1,080 円	1 個 (2 斗入) : 2 円 70 銭
竹	10,000 貫目	1,100 円	1 貫目 : 11 銭
麻	500 貫目	550 円	1 貫目 : 1 円 10 銭
畳表	12,000 枚	1,800 円	1 枚 : 15 銭
桑苗	35,000 本	455 円	1,000 本 : 13 円
<b>合計金額</b>		<b>103,985 円</b>	

史料)「民度調之義二付内申(河甲第一九三三號)」(福島県歴史資料館所蔵「明治二十年七月、一種庶第二号、民度區畫調上申綴 庶務課」明治・大正期福島県庁文書、資料番号:1059所収)

できない。

砂糖、生・乾魚、塩といった食品は、河沼郡への主要移入金額の四七%を占める(表3)。とくに砂糖の移入量は、四万貫目(一貫を三・七五kgとすれば約一五〇t)、一六、〇〇〇円に上り、移入金額の十五%を占める。松方デフレの影響から脱して間もない時期にもかかわらず、膨大な量の砂糖が購入されていた。

職業の項目には、甲部で一三四戸、乙部で三五戸、丙部で五〇戸、丁部で二〇戸の菓子屋が確認できる(表4)。国税である菓子税を徴収するために営業鑑札を下付された菓子屋は、酒造税を徴収するために営業鑑札を下付された酒屋と同様、府県に把握されていた。坂下町を含む甲部では一〇〇戸に五戸、丙部と丁部では一〇〇戸に三戸、乙部では一〇〇戸に二戸の菓子屋が立地した。

多様な移入品のうち、石油は河沼郡物價表に掲載されている洋糖とともに、開

表4 明治19(1886)年の河沼郡における職業

区域	農	商	工	雑業	酒屋	菓子屋	遊藝稼人	藝妓	娼妓	貸座敷	書肆
甲部	2,039戸	427戸	70戸	268戸	17戸	134戸	3人	5人	4人	1戸	1戸
乙部	1,447戸	19戸	4戸	33戸	2戸	35戸	1人				
丙部	1,340戸	58戸	28戸	25戸	4戸	50戸					
丁部	525戸	29戸	18戸	18戸	2戸	20戸					
合計	5,351戸	533戸	120戸	344戸	25戸	239戸	4人	5人	4人	1戸	1戸

史料)「民度調之義ニ付内申(河一九三三號)」(福島県歴史資料館所蔵「明治二十年七月、一種庶第二号、民度區畫調上申綴 庶務課」明治・大正期福島県庁文書、資料番号:1059所収)

港以前に利用されることが稀であったとみられる。石油は、河沼郡への主要移入金額の1%を占め、その移入量は二斗八四〇〇個(一石を二八〇・三九しとすれば、約一四、四三二し)に達する(表3)。海外から齎された石油が、明治中期までに河沼郡の町村にも浸透していた。

#### 四 生産活動

重要品輸出高及金高表に掲載されている河沼郡から移出された物産の総額は、一二四、五〇〇円となっている(表5)。河沼郡農産物收穫表の備考には、明治十七(一八八四)年から明治十九年に至る三年間の平均收穫量と注記されているため、本表の数値も、明治十七年から明治十九年の平均移出量・金額とみられる。

河沼郡農産物收穫表には、四万八千貫を超える実綿、三万貫を越える藍葉、七千貫を超える煙草があがっている。そのため、本表に掲載されている

表5 河沼郡における主な移出品(明治17年から明治19年の平均)

移出品	移出量	金額	単価
米	60,000俵	105,000円	1俵(4斗5升入):1円75銭
生糸	40個	12,000円	1個(9貫目):300円
水油	14,400貫目	6,000円	2貫40匁:1円
紙	3,000束	1,500円	1束:50銭
合計金額		124,500円	

史料)「民度調之義ニ付内申(河甲第一九三三號)」(福島県歴史資料館所蔵「明治二十年七月、一種庶第二号、民度區畫調上申綴 庶務課」明治・大正期福島県庁文書、資料番号:1059所収)

のは、河沼郡から移出された物産の一部とみられる。

米は、河沼郡第一の重要物産であり、移出量は、六万俵（一俵は四斗五升入）、移出額は十万円を超えた。農産物収穫表にある明治十七（一八八四）年から明治十九年に至る三年間の平均収量と移出量を比較すると、生産された米の約四二％が移出されていた。移出額が米に次ぐのが、生糸と菜種を原料とする水油である。

物産の項目によれば、甲部では、明治二〇（一八八七）年までの五年間に植樹された桑苗が九六、一三八本に達し、桑葉の生産量は七五、〇五〇貫目に上った。史料には、「養蚕スルモノ先年ハ甚タ寡少ニシテ、多く自用ニ供スルノミナリシカ、追々増多シ、近年、海外輸出品ヲモ製造スルニ至ル。故ニ、器械ヲ新製シ、蚕種ヲ精撰シ、又飼養法等ハ信夫、伊達郡地方、練熟ノモノヲ雇ヒ、改良熱心ナルヲ以テ、尚逐年盛大ニ赴クノ状勢ナリ」と、自家用に過ぎなかった養蚕業が、飼養法などの改良に注力して、活性化してきた状況が描かれている。甲部では、五年間に生産された生糸の約半分が、海外に輸出されていた。

乙部では、明治二〇年までの五年間に植樹された桑苗は三五、六〇三本に達し、桑葉の生産量は二三、〇五八貫余に上った。「養蚕ハ先年微々ナリシモ、追々盛況ニ趣キ、蚕種精選、飼養法改良ニ意ヲ注ケリ」という記述は、養蚕業が本格的に始動した状況をうかがわせる。乙部では、五年間に生産された生糸の約三分の二

が、海外に輸出されていた。乙部の生産量は、甲部における生糸生産量の約二五分の一にとどまる。会津盆地中央部の水田地帯では、甲部、若松、大沼郡中西部、南会津郡より遅れて養蚕業が始動したとみられる。

丙部では、明治二〇年までの五年間に桑苗二六、〇五一本が植樹され、桑葉の生産量は七二、四三五貫となった。「養蚕ハ逐年盛大ナルノ情況ニシテ、蚕種ノ精選、飼養法ノ改良等ニ注意スルカ如シ」という史料の表現は、養蚕業の急成長を窺わせる。丙部で生産される生糸は、海外輸出されていない。

丁部では、明治二〇（一八八七）年までの五年間に桑苗一〇、八〇〇本が植樹され、桑葉の生産量は四、四五〇貫目となった。「養蚕ハ、近年ニ創始セシト雖トモ、逐年、増加シ、蚕種精選、飼養法ノ改良等ニ意ヲ注クモノアルヲ以テ、后来盛ナルニ至ルヘシ」と記されている。そのため、養蚕業が行われていなかった丁部でも、一八八〇年代から始動したとみられる。丁部では、五年間に生産された生糸の約四分の一が、海外に輸出されていた。

甲部の犯罪の項目には、「公賣處分、一、三年前ニ在リテハ甚タ多カリシモ、漸次減少、本年ノ如キ、前年ニ比スレハ絶テナシト云フベキカ如シ」と記されている。甲部と同様に乙部でも、一、三年前、すなわち明治十七（一八八四）年、明治十八年には、松方デフレの影響で農産物の価格が下落したため、租税を支払えず公売処分を受

けた者が千人を超えたが、次第に減少して、明治二〇年には僅かとなった。丙部でも、公売処分を受ける者の減少傾向が報告されている。丁部で公売処分を受ける者は、従来から少ない。

また、乙部では、「身代限りノ処分ヲ受クルモノ、五、六年前ニ在リテハ、甚タ多く、是、米價騰貴ノ際ニアリテ、俄ニ富裕ノ心ヲ生シ、從テ民心遊惰ニ耽リ、負債ヲ重ネタリ。故ニ償却ニ困ミ、終ニ処分ヲ受クルニ至リシナリ。然レトモ、追々自悟スルカ、減少シテ、今ハ僅カニアルノミ」と記されている。身代限りとなつて破産した者は、五、六年前、すなわち西南戦争の影響で松方デフレまで続いた米価など諸物価が高騰した明治十四（一八八一）年、明治十五年まで多数発生したが、明治二〇年には僅かとなった。丙部でも、身代限りとなった者の減少傾向が報告されている。甲部や丁部で身代限りとなった者は、明治二〇年にほとんどいない。

松方デフレの影響下にもかかわらず、河沼郡における生糸の生産量は、着実に増加したと推測される。絹織物や呉服などの末端消費・最終需要が、河沼郡と同様に全国で堅調であったことを背景に、一八八〇年代から河沼郡でも、坂下町周辺の甲部を中核として、養蚕業が始動したとみられる。

物産の項目によれば、生糸のほかに、甲部では素麺、煙草、菜種、実綿、藍などが、乙部では綿、藍、菜種などが、丙部では綿、藍、煙草、楮皮、紙、炭、銅などが、丁部では朝鮮人參、薄荷、漆

実、煙草、綿、藍、銅などが、相当量生産されていた。江戸時代から続く多様な特産物の生産も、明治中期まで活況を呈していた。

## 五 商品流通

耕地宅地の項目によれば、甲部で収穫された米は、住民の常食に充てられただけでなく、河沼郡の山間地方（丙部、丁部）、南会津郡西部、越後国東蒲原郡に移出されていた。乙部では、余剰米を若松町、安積郡、安達郡に移出した。他方、丙部では、不足する飯米を甲部の坂下町や耶麻郡喜多方から移入していた。丁部でも、飯米を甲部の坂下町から移入した。河沼郡では、甲部で生産された余剰米を坂下町に集荷して、坂下町から丙部、丁部や南会津郡西部、東蒲原郡に再分配していた。一方、乙部の余剰米は、若松町から安積郡や安達郡に再分配されていたとみられる。本郡では四斗二升入の吠を用いる場合が多いが、丙部では五斗入の俵、乙部では四斗五升入の俵を用いることもあった。

甲部で生産される小麦で素麺を作り、若松町や喜多方町に移出していた。乙部で生産される大豆は、肥料に充てるほかは、若松町に移出した。丙部と丁部で生産される蕎麦は、坂下町に移出された。

風俗生計と物価の項目によれば、甲部では、日用品のうち、味噌、醤油は自給していたが、薪炭、野菜、呉服、反物、魚類、砂

糖、絹布を部外から移入していた。北会津郡から移入する野菜は、高値であった。<sup>1)</sup>。建築用の木材は、丙部、丁部、南会津郡、および大沼郡から購入した。

乙部では、日用必需品のうち、味噌、醤油、野菜、呉服、反物の五〜六割を、魚類や絹布はその多くを部外から移入していた。薪炭は、山間の数か村が、若松町に移出していたが、それ以外の村々は部外から移入した。建築用の木材の多くは、部外から移入した。

丙部では、日用必需品のうち、味噌、醤油、薪炭を自給していたが、塩、砂糖、呉服、反物、魚類、絹布を部外から移入した。多くの野菜が必要な場合には、坂下町から購入した。建築用の木材は、部内で自弁した。

丁部では、日用必需品のうち、味噌、醤油、野菜を自給していたが、多くの味噌、醤油、野菜が必要な場合や呉服、反物、魚類、絹布を部外から移入した。坂下町から購入する野菜は高値であった。建築用の木材は、多くを部内で自弁したが、大沼郡から移入することもあった。

物産の項目によれば、明治十五年から十九年に生産された甲部の生糸一三四梱と乙部の生糸七個が海外輸出された。この五年間に丙部と丁部で生産された生糸は、海外輸出されていない。

甲部では、一年間に四〇頭の馬を南部または三春地方から、丙部では、一年間に三〇頭の馬を青森県から、丁部でも馬を南部、三春

地方からそれぞれ購入していた。乙部では、一年間に五〇頭の馬を秋彼岸に若松馬市で購入した。

## 六 労働需要

雑件の項目では、越後などから甲部に出稼ぎに来る酒造家・油搾稼・車夫・農家稼、越後から丁部に来る日雇稼の姿を捉えている。

乙部で報告されている「他国ヨリ出稼二来ルモノハ、大工及農家稼等」、丙部で報告されている「他ヨリ出稼二来ルモノハ、日雇稼、車夫等」も、主として越後国から来る労働者とみてよい。

河沼郡農工及諸雇賃銭表によれば、農作日雇の賃銭は、男性が八錢、女性が六錢、養蚕の賃銭は、男性が十錢、女性が八錢である。南会津郡と同様、農作日雇と養蚕の項目が併記されて、後者の賃銭が前者を上回っているのは、養蚕業の急成長を示唆している。蚕が四齡、五齡（終齡）となる時期には、昼夜を問わず桑葉を与え続けなければならない過酷な労働環境のため、養蚕日雇の賃金が割高になっているとみられる。

一方、大工の賃金は十三錢三厘、油搾職の賃銭が十八錢、酒造稼人の賃金が十二錢五厘、日雇人足の賃銭が十五錢であり、いずれも農作日雇や養蚕の賃銭を上回っている。農作日雇の扶持、すなわち食事は、雇主が給与する慣習であった。

## 七 人口構造

町村戸口地租の各項目から合算した河沼郡における総人口…三七、六七四人は、『明治十九年、二十年 福島縣統計書』に掲載されている明治十九（一八八六）年十二月末の河沼郡における本籍人口…三八、〇一八人より三四四人少なく、総戸数…六、三四八戸は、本籍戸数…六、三五一戸より三戸少ない。両史料の人口と戸数に齟齬がみられるが、「南會津郡 民度区域調」と「大沼郡 民度區域調進達書」の総人口・戸数が、『明治十九年、二十年 福島縣統計書』の本籍人口・戸数とほぼ一致するため、本史料に掲載されている人口・戸数も、明治十九年末の本籍人口・戸数と考えたい（川口、二〇二〇、二〇二一A）。

『明治十九年・二十年 福島縣統計書』によれば、明治十九年十二月三十一日の河沼郡における本籍人口…三八、〇一八人と現住人口…三七、六一六人の差は四〇二人である（福島縣、一八八九…二九頁）。本籍人口と現住人口の差は、転出者が一、〇〇四人（管外への出寄留…一八二人、管内への出寄留…三三五人、陸海軍在營在艦者…三三人、逃亡失踪…四六四人）であるのに対して、転入者が六〇二人（管外からの入寄留…二四六人、管内からの入寄留…三五六人）であったことによる（福島縣、一八八九…六一頁）。明

治中期まで、本郡における社会増減は僅かであった。

河沼郡では、総人口の一%、総戸数の二%が士族である（表6）。本郡における一戸当たりの人数は、平民が六、〇人、士族が四、二人である。平民と比較すると士族の一戸当たりの人数は小さい。平民一戸当たりの人数は、甲部で五、六人、乙・丙・丁部では六人を超える。平民の一戸当たりの人数は、市街地である坂下町を含む甲部が少なく、周辺部で大きくなっている。

衛生の項目に報告されている明治十九年の出生数、死亡数を町村戸口地租の項目にある同年末の本籍人口で除して求めた河沼郡における粗出生率は二五%、粗死亡率は十七%、自然増加率は八%である。一方、甲部における粗出生率は二二%、粗死亡率は十七%、自然増加率は五%、乙部における粗出生率は二六%、粗

表6 明治19（1886）年の河沼郡における人口

区域	平民人口（戸数）	士族人口（戸数）	合計人口（合計戸数）	士族人口構成比 （士族戸数構成比）	平民1戸 当たり 人数	士族1戸 当たりの 人数
甲部	15,353人(2,729戸)	310人(75戸)	15,663人(2,804戸)	2.0% (2.7%)	5.6人	4.1人
乙部	9,013人(1,461戸)	165人(42戸)	9,178人(1,503戸)	1.8% (2.8%)	6.2人	3.9人
丙部	9,138人(1,434戸)	44人(7戸)	9,182人(1,451戸)	0.5% (0.5%)	6.4人	6.3人
丁部	3,638人(587戸)	13人(3戸)	3,651人(590戸)	0.4% (0.5%)	6.2人	4.3人
合計	37,142人(6,211戸)	532人(127戸)	37,674人(6,348戸)	1.4% (2.0%)	6.0人	4.2人

史料)「民度調之義ニ付内申(河甲一九三三號)」(福島県歴史資料館所蔵「明治二十年七月、一種庶第二号、民度區畫調上申綴 庶務課」明治・大正期福島県庁文書、資料番号:1059所収)

死亡率は十六%、自然増加率は一〇%、丙部における粗出生率は二七%、粗死亡率は十七%、自然増加率は一〇%、丁部における粗出生率は二五%、粗死亡率は二〇%、自然増加率は五%となる。坂下町を含む甲部では、粗出生率が乙・丙・丁部より低いため、自然増加率も周辺部より低くなっている。

戸口の増加の要因を甲部では「戸籍調ノ密ナルニ依ル」、乙部では「調査ノ周密ナルニ依ル」、丙部では「戸籍調査ノ密ナルニ依ル」、丁部でも「戸籍調査ノ周密ナルニ依ル」と記している点には注意したい。「大沼郡 民度區域調進達書」でも指摘されているように、漏籍編入出願の増加が、自然増加とともに人口増加の一因となっていたとみられる(川口 二〇二一A)。

衛生の項目に掲載されている結婚年齢は、甲部の男性・十九歳、女性・十七、八歳、乙部の男性・十九歳、女性・十七、八歳、丙部の男性・二〇歳、女性・十七、八歳、丁部の男性・十九歳、女性・十七、八歳と記されている。早婚は、本郡における人口再生産構造の地域的特徴であった。

### おわりに

本稿では、明治二〇(一八八七)年に河沼郡長が福島縣知事に進達した「民度調 河沼郡」にもとづいて、明治中期に生じた社

会経済の変化について検討した。河沼郡の本籍人口は、明治十三(一八八〇)年に三六、七七三人であったが、明治十九年末には三八、〇一八人となった(福島縣、一八九〇・一三三頁)。六年間の人口増加率は三・四%に達した。そのため、本史料が描く明治中期の日常生活は、人口増加が始動した時期の状況と位置づけることができる。

明治中期には、呉服、太物、塩をはじめとする多様な物産が、郡外から河沼郡に移入されていた。このうち太物の移入額は、主要物品の合計金額の四七%に相当する五万円にのぼる。生活必需品とは言えない膨大な量の砂糖の移入は、末端消費・最終需要が堅調であったことを示唆している。一方、江戸時代から本郡を代表する特産物であった米、水油、紙などの移出、煙草、綿、藍などの生産も堅調であった。養蚕を行う者が少なかった本郡でも、「養蚕スルモノ先年ハ甚タ寡少ニシテ、多く自用ニ供スルノミナリシカ、追々増多シ、近年、海外輸出品ヲモ製造スルニ至ル(甲部)」、「養蚕ハ先年微々ナリシモ、追々盛況ニ趣キ(乙部)」、「養蚕ハ、近年ニ創始セシト雖トモ、逐年、増加シ(丁部)」といった本史料の指摘は重要である。松方デフレの影響を脱していない時期にもかかわらず、河沼郡と同様、全国で呉服や反物などの末端消費・最終需要が堅調であったことを背景に、内外市場に向けた養蚕業が、河沼郡でも一八八〇年代に始動したとみられる。越後国などから出稼ぎに来る農

家稼、養蚕日雇、大工などは、生産活動の活性化に伴う労働需要の拡大を裏付けている。

検討の結果、河沼郡における末端消費・最終需要の拡大、生産活動の活性化、商品流通の活性化、労働需要の拡大といった一連の地域変化を史料から読み取ることができた。本郡でも確認できる早婚の慣習は、労働需要に応じて、出生力を調整することのできる必要条件の一つとみられる。このような社会経済的状况のもとで、人口増加が始まったと理解したい。

謝辞 筆者は天明三年の大凶作に伴う死亡危機に関する論考を執筆する機会に恵まれた(川口、二〇二一B)。飢饉時の救済食を調べているうちに、故黒崎千晴先生から本史料に記録されている主食の地域差について御教示いただいたことが、記憶の底から蘇った。平成三〇年晩秋、福島県歴史資料館の御厚情により、本史料の写真撮影を許された。本史料の紹介が今になったことをお詫びするとともに、改めて学恩に深謝したい。翻刻にあたり、石堂詩乃先生、鈴木明子先生から懇切に御教示いただいた。会津若松市立図書館には、関連史料について御教示いただいた。

## 注

(1) 「官報」第九五一号、明治十九年八月三十一日(国会図書館デジタルコ

明治二〇年「民度調 河沼郡」とその作成に関わる史料

クション)によれば、河沼郡長に任命されたのが明治十九年八月二八日である。「官報」第二七三号、明治二十四年一月二十九日(国会図書館デジタルコレクション)によれば、北会津郡長に任命されたのが明治二十四年一月二十八日である。

(2) 甲部や乙部に野菜を供給した北会津郡の村は、阿賀川右岸の旧会津藩高久組に所属する門田、神指、川南、館ノ内、荒井といった村々とみられる(川口、二〇二二)。高久組幕内村の佐瀬与次右衛門と娘婿・林右衛門が著した『会津農書』、『会津歌農書』、『会津農書附録』、『幕内農業記』にもとづき、茄子、練馬大根、瓜、ホウレンソウなど新種の作物が関東地方から導入されて、若松などに野菜を供給する「菜園場」と呼ばれる都市近郊農村ともいうべき村落に姿容を遂げた時期は、十七世紀末の元禄期と推測されている(佐々木、二〇二二)。

## 参考文献

- ・川口 洋(二〇二〇)「明治二十年「南會津郡 民度区域取調」とその作成に関わる史料」帝塚山大学文学部紀要、第四一号、一三〜四八頁。
- ・川口 洋(二〇二一A)「明治二十年「大沼郡 民度区域調進達書」とその作成に関わる史料」帝塚山大学文学部紀要、第四二号、三九〜七八頁。
- ・川口 洋(二〇二一B)「天明期の冷害に伴う人口変動」井上 孝・和田 光平編『自然災害と人口』原書房、二七〜五〇頁。
- ・川口 洋(二〇二二)「北會津郡の民度区域調(明治二〇年)とその作成に関わる史料」帝塚山大学文学部紀要、第四三号、二五〜八二頁。
- ・佐々木長生(二〇二二)『「会津農書」にみる関東地方からの農法の導入』農書が語る人と農作物の交流』下野民俗、第五四号、二〜十四頁。
- ・福島縣(一八九九)『明治十九年、全二十年 福島縣統計書』。
- ・福島縣(一九九〇)『明治二十二年 福島縣人員統計書 全』。

明治二〇年「河沼郡 民度調」とその作成に関わる史料  
翻刻

### 凡例

- ・原文の表記は、原則として、漢字は常用漢字を、仮名は通行の字体を用いた。常用漢字以外の文字、「ゝ」、「キ」、「雞」は、原文どおりとした。
- ・合字は「夕」（より）を除き現行の仮名に改めた。
- ・「㊦」は、「コト」と表記した。
- ・文字の配置はなるべく原史料に合わせたが、読解の便を考慮して調整した。とくに、長文の改行位置は、本誌に合わせて変更した。

- ・読解の便を考慮して、句読点を付した。
- ・押印されている場合には、「㊦」と表記した。
- ・丁替えは、「㊦」で示した。
- ・史料は綴順に配列した。

### 翻刻

【史料一】「河乙第八四四號 河沼郡民度調」（河沼郡長から第一部長への進達）、明治二十年七月十七日（福島県歴史資料館所蔵、明

治・大正期福島県庁文書：一〇五九、「明治二十年七月、一種庶第二号、民度區畫調上申綴 庶務課」所収）

河乙第八四四號

此郡民度調之儀ニ付テハ、過般出県之際、御談示シ有之、尚ホ一庶第二九七號、御申越之趣モ候間、取調候處、細カニ情況ヲ挙クル時ハ、其趣キ数箇有之候得共、先ツ以テ郡内ヲ大別スル處、別紙之通ニ候間、宜敷御領知相成度、此段御回答旁申進候也。

明治二十年七月十七日 福島県河沼郡長 吉見 輝 ㊦  
第一部長  
福島県書記官 永峯彌吉殿

### 河沼郡民度調

河沼郡ハ、東西ニ延ヒ南北ニ縮ミ、東邊平坦、西部ハ山岳多シ。之レヲ大別スレハ、飯谷ノ山脈ヨリ藤峠ニ及ヒ、夫ヨリ只見川ノ川流ニ亘リテ東西ヲ分畫シ、其東部ノ内ニ於テ、大川ノ流域又之レヲ中斷シ、大川東ハ村数二十六アリ、内十四ヶ村ハ維新前代田村ノ代官所、之レヲ支配シ、代田組ト称シ、全十二ヶ村ハ耶麻郡塩川村代官所ノ支配ニ属シ、笈川組ト称ス。地勢ハ耶麻、北會津ノ両郡ニ挟マリ、東端ノ両三村ハ、瀧澤村ノ山麓又ハ大野原ニ沿ト雖トモ、其他ハ都テ耕田萬頃、一ノ凹凸ナク、日橋、瀬等ノ川流灌漑ニ便ス。故

二人民ハ多ク耕耘ヲ專ラトシ、近來傍ラ蚕糸ノ業ニ従事スルモノヲ見ル。民情ハ少シク慍悍ノ向アルモ、稍開進』ノ方タリ。

大川西ハ一町四拾五ヶ村ニシテ、其内一町十五ヶ村ハ坂下組、全十六ヶ村ハ牛澤組ト唱ヒ、共ニ坂下代官所之レヲ支配シ、全十四ヶ村ハ青津組ト称シ、北會津郡高久代官所ノ支配ニ屬シ、是又耕土多ク、農業ヲ專ラトシ、輓近、青木、青津、坂下、牛川邊、蚕業ヲ為ス者増加シ、且ツ坂下町ハ縣道ニ沿ヒ、本郡第一ノ駅次ナルヲ以テ、商賣並列、人馬輻輳シ、又行旅ハ多ク、物貨ノ運輸ハ繁シ。為メニ該地沿村細民ハ、陸運業ニ従事スルモノ多ク、民心ハ概シテ浮薄ノ方ナルモ、民度ノ進歩ハ郡内ニ冠タルベシ。

旧牛澤組ノ内、細八山ヨリ氣多宮村七折峠ノ峻坂ヲ越へ、柳津村ノ方部九ヶ村ハ、郡ノ西南隅ニ位シ、』飯谷山ノ南麓ト細八山ノ背後ニ係リ、自ラ其趣ヲ異ニス。地形ハ山間ニシテ、耕土少ナク、人民過半、山野ノ拾利ト、大沼郡輕井澤銀山、礦業用塩、其他運貨ノ業ヲ以テ生活トス。故ニ面積狭シト雖トモ、茲ニ一部ヲ為シ、民情質朴、開進ノ氣ニ乏シク、民度ハ坂下方部ニ比シ、幾分ヲ讓ルモノトス。西部、即チ飯谷山及只見川ヲ以テ断畫スル處ノ以西十九ヶ村ニ至リテハ、旧藩制ニ於テ野澤村ニ代官所アリ。野澤組ト海道組ヲ支配シ、山岳最モ甚シク、野澤、上野尻、群岡ノ三村、越後ニ達スル縣道驛路ニ係リ、人家稍々稠密ナルモ、其他ハ都テ山間ニ僻在シ、人煙稀疎、耕土隨テ少シ。故ニ野澤、群岡等ニ出テ、陸運業等ヲ営ム

ノ外ハ、山林ノ収』利ヲ以テ生活トシ、屋敷、下谷、正中等ノ諸村ハ、殊ニ偏陬、一ノ産業ナク、只、銀、銅、鉛ノ礦山アリ。適々坑業ニ従事スルモノアリト雖トモ、資本ニ乏シク、是又未タ微々トシテ起ラス。生業最モ困難ノ地方トス。民情ハ概シテ、氣（概の表記カ）慨アリト雖トモ、進歩ハ東部大川東二重クモノトス。

以上四分セシ處ヲ以テ、民度ノ進否ヲ擧クル時ハ、先ツ以テ東部中大川西坂下方部ヲ甲トシ、大川東ヲ以テ乙トシ、西部十九ヶ村ヲ丙トシ、柳津村方部九ヶ村ヲ以テ丁トスベキモノトス。依テ尚ホ其區畫ヲ判瞭スル為メ、別紙略圖ニ分色シ、添付スルコト如此。』

【史料二】「河乙第二四四六號」（河沼郡長から福島縣第一部長宛の進達）、明治二十年十一月二十二日（福島縣歴史資料館所藏）、明治・大正期福島県庁文書：一〇五九、「明治二十年七月、一種庶第二号、民度區畫調上申綴 庶務課」所収）

河乙第一四四六號

民度區域調書之儀ニ付、一庶第五九四號御照會之處、去ル十八日、河甲第一九三三号ヲ以テ進達致候条、御領知相成度、此段及御回答候也。

明治二十年十一月二十二日

福島縣河沼郡長 吉見 輝 ㊤

明治二〇年「民度調 河沼郡」とその作成に関わる史料

第一部長

福島縣書記官 永峰彌吉殿』

【史料三】「河甲第一九三三號 民度調之儀ニ付内申」（河沼郡長から福島縣知事宛の進達）、明治二十年十一月十七日（福島県歴史資料館所蔵、明治・大正期福島県庁文書：一〇五九、「明治二十年七月、一種庶第二号、民度區畫調上申綴 庶務課」所収）

河甲第一九三三號

民度調之義ニ付内申

庶秘第二號ヲ以テ訓令相成候民度區域調之義、別冊之通、取調進達候。此段及内申候也。

明治二十年十一月十七日 福島縣河沼郡長 吉見 輝 ㊦

福島縣知事 折田平内殿』

民度調』

河沼郡

本郡ハ、東西ニ延ヒ、南北ニ縮ミ、東邊ハ平坦ニシテ、西部ハ山岳多シ。之レヲ大別スレハ、飯谷山ノ山脈ヨリ藤峠ニ及ヒ、夫ヨリ

只見ノ巨川ヲ以テ東西ニ分カレ、其東ニ於テ大川ノ流域之レヲ二分シ、西ヲ甲部トシ、東ヲ乙部トナス。又只見川ノ西ハ丙部ニシテ、其南方飯谷、藤ヲ境シ、一小部アリ。其地、東北ハ七折峠、細八山ヲ以テ甲部ニ隣リ、飯谷山ノ南麓ニシテ之レヲ丁部トナス。』

河沼郡甲部

(一) 氣候

極寒三十五度、一月下旬ノ交。極暑九十三度、七月下旬ノ交。

冬北風多ク、北風最モ寒烈ナリ。

夏南風多ク、南風恒ニ炎熱ナリ。

東風ハ雨ヲ醸シ、西風ハ多ク晴ル。

概ネ十月下旬ヨリ霜、十二月初旬ヨリ雪降り、一月下旬頃積雪、三月下旬悉ク融解シ、四月頃ヨリハ雪霜降ラス。春季四月、秋季十月ノ頃、雨濕ノ為メ、水害ヲナスコトアリ。

(二) 地形

西方半ハ、只見川ヲ以テ丙部ト境シ、其半ハ細八ノ山脈ヲ以テ丁部ト境ヲ画セリ。大川其東』北ノ二方ヲ流レ、東ハ乙部ニ、北ハ耶麻郡ニ隣リ、南方ハ耕地大沼郡ニ連接セリ。

本部ハ、一望ノ耕地ニシテ、山嶺ナシト雖トモ、西方ニ高寺山アリ（小山ニシテ、抽海ノ測量ナシ。）

幅凡十間以上ノ川、大川、只見川、鶴沼川ノ三線アリ。内只見川ヲ

大トシ、凡十間以下ノ川四線、其内、栗村堰川ヲ以テ大ナルモノトス。只見川外二川、小回船通スト雖、甚少クシテ、多クハ漁船ナリ。筏ハ木材ヲ組テ流下シ、其他運搬ノ便ナシ。大川ニハ水量標アリ。

(三) 耕地宅地

上田	全	壹反歩 米実収	貳石貳斗貳合
	全	賣買地價	三拾壹円貳拾九錢
中田	全	壹反歩 米実収	三拾七斗七升六合
	全	賣買地價	貳拾三円貳拾五錢
下田	全	壹反歩 米実収	三拾貳円七拾七錢四厘
	全	賣買地價	三拾貳円七拾七錢四厘
全	全	券面地價	六斗壹升
	全	小作米	壹石貳斗七升貳合
全	全	賣買地價	拾四円貳拾七錢七厘
	全	券面地價	貳拾貳円八拾七錢五厘
全	全	小作米	四斗五升三合

多ク晩稲ヲ作ル。

収穫米ハ部内人民ノ常食ニ充テ、尚餘リアリ。之レヲ本郡山間地方、及南會津郡ノ西部、越後東蒲原郡地方ニ輸出ス。』

俵ハ近年用ユルモノ稀ニシテ、多ク叭ヲ用ユ。概ネ四斗貳升入ナリ。秋収ノ方法ハ、成熟ノ期則、稲穂ノ淡黄色ヲ呈シタルモノヲ見、之

レヲ刈取り、田面ニ三又竝列、乾燥スルコト凡五、六日間、後家屋内ニ運搬シ、漸次穂ヲ扱落シ、板蔵又ハ叭ニ入レ蓄フ旧慣ニシテ、未夕別ニ改良ヲ見ス。

上畑	全	壹反歩 麦実収	三石三斗七升壹合
	全	賣買地價	貳拾五円
中畑	全	壹反歩 麦実収	三拾三円貳拾五錢五厘
	全	賣買地價	貳拾三円貳拾五錢五厘
下畑	全	壹反歩 麦実収	金壹円六拾六錢貳厘
	全	賣買地價	大豆四斗
全	全	券面地價	壹石九斗六升貳合
	全	小作料	拾八円貳拾五錢』
全	全	券面地價	拾七円四拾八錢七厘
	全	小作料	金壹円拾七錢七厘
全	全	賣買地價	大豆三斗
	全	券面地價	九斗壹升六合
全	全	賣買地價	拾貳円五拾四錢壹厘
	全	小作料	拾貳円六拾貳錢三厘
全	全	賣買地價	金七拾六錢九厘
	全	小作料	大豆貳斗

麦ハ大麦ヲ多シトシ、大豆、菜種之レニ重ク。

麦ハ部内ノ食料ニ充ツルノミ。別ニ輸出入スルナシ。大豆ハ肥料、或ハ味噌、醬油ノ原料ニ供ス。其他小麦、綿、煙草、野菜

ヲ作ルト雖トモ、特殊ノ利アルヲ見ス。尤モ、小麦ハ素麵ニ製シ、之レヲ若松、喜多方地方ニ輸出セリ。

田畑トモ小作預ケノ習慣ハ、概ネ田ハ米、畑ハ金』円ヲ以テス。契約ハ春季彼岸ニシテ、小作米ヲ地主ニ渡スハ、凡ソ陰曆十月末ナリ。其契約書、概ネ別紙写ノ如シ。

田畑トモ、近年別ニ甚シキ收穫ノ増減ナシト雖トモ、氣候順良ナルヨリ、自然増穫ヲ見ルモノアリ。

耕作法、近郡ニ異ナルヲ見ス。然レトモ、追々馬耕ノ便ヲ覚ルモノアルカ如シ。

例年霜ノ為、春季芽出セル桑、及秋季未熟ノ蕎麥等ニ害ヲ被ルコトアルノミ。

古来平夷ノ地ハ旱損アルコト凡ソ十年間ニ、一、二回。又、山間地方、長井、大田賀ノ如キ用水乏シキ地ハ、五、六回アルヲ免レス。

且ツ、大川及鶴沼川ノ沿邊ハ、洪水ノ害ヲ蒙ルコトアリ。然レトモ食用缺乏シ、他』方部ヨリ仰ク等ノ如キ甚シキニ至ラス。

栗村堰ハ、鶴沼川ノ分流ニシテ、灌溉最モ便ナリ。又、牛沢新堀ト云フ堰アリ。是亦、鶴沼川ヨリ堰揚クルト雖トモ、水利ノ便薄ク、

灌溉ニ困ム。其他、溜井数箇アリト雖トモ、土功ノ大ナルモノナシ。又、高寺村ニ越引ト称スル用水堰アリ。旧藩政ノトキ、一ヶ組

(坂下組)ノ修繕ナリシモ、廢藩後ハ堰下ノ修繕ニ帑シタレハ、費用ノ負擔ニ堪ヘス。為メニ水田変シテ畑トナリ、或ハ荒蕪地トナリ

タルモノアリ。

上宅地		中宅地		下宅地			
壹反歩	券面地價	市街	百円	壹反歩	券面地價	市街	貳拾五円貳拾貳錢壹厘
全	賣買代價	郡村	五百貳拾五円	全	賣買代價	郡村	六拾円
全	借地料	全	貳拾円貳拾八錢五厘	全	借地料	全	拾円
全	全	全	三拾六円	全	全	全	九拾壹錢四厘
壹反歩	券面地價	市街	五拾円	壹反歩	券面地價	市街	貳拾五円
全	賣買代價	郡村	貳拾三円九拾錢』	全	賣買代價	郡村	貳拾壹円
全	借地料	全	拾四円八拾四錢八厘	全	借地料	全	拾八円
全	全	全	壹円三拾貳錢八厘	全	全	全	壹円三拾貳錢八厘

(四) 町村戸口地租

町、一ヶ町。地租、千九百三円七拾六錢七厘

三百戸以上。

坂下町

村、三十六ヶ村。地租、貳萬千五百五拾壹円四拾五錢壹厘。

内 百戸以上ノ村、二村、塔寺村、牛川村。

置縣後併合ノ町村左ノ如シ。

上政所、中政所、

谷地、佐藤分、

泉川原

合併

中泉村。

谷地新田

合併

三谷村。

大田分、御池

御池田村。

下京出、京出、十日町、

中目、大添

全

五香村。』

曲沼、砂越

全

沼越村。

下政所、西青津

全

合川村。

船窪、杉

全

船杉村。

笹離屋敷、見留、

蛙田、船越

全

八日沢村

牛沢、蛙川

全

牛川村。

勝方、大村、

大村新田、

合併

勝大村。

樋嶋、樋沖分、

水島

全

樋嶋村。

中村、原人作分、

矢ノ目、下金沢、

原村

全

白狐村。

上金沢、上新田、

中新田

全

五併村。

履形、村田

全

宮古村。

海老沢、細工谷

全

海老細村。

中茅津新村、

下茅津

全

新開津村。

福原、下新田

全

福原村。

上茅津、上野分、

中茅津

全

開津村。

南宇内、北宇内

全

宇内村。

青木、東川原

全

青木村。

大口、上宇内

全

大上村。

舟渡、窪、窪倉

全

高寺村。

田中、大原

全

大田賀村。

堰沢、宮月、

河原田

全

三津合村。

右元何レモ小村ニシテ、行政上其他一般不便ノ為メ合併セシモノナリ。』

戸数 貳千八百四戸。

士族 七十五戸。

平民 貳千七百二十九戸。

人口 壹萬五千六百六十三人。

士族 三百拾人。

平民 壹萬五千三百五十三人

戸口ノ増加セシハ、追々戸籍調ノ密ナルニ依ル。

(五) 風俗生計

上等 一家一ヶ年ノ生計費、市街、千四百四拾円。

村落、三百五拾八円。

中等 全 市街、二百四拾円。

村落、百三拾九円。

下等 全 市街、三拾六円。

村落、七拾四円。

衣服 上等 平常ハ綿布ヲ用ユ。祭禮、儀式、其他晴レノ場合ニ出

ツルトキハ、絹布着用ス。

中等 全上ニシテ、稍籠品ヲ用ユ。』

下等 惣テ綿布ナリ。其最下等ニ至リテハ、甚籠末ナルモノ

ヲ用ユ。

羽織袴ノ如キモ、上等ハ絹布ヲ着用スト雖トモ、其中等以下ハ綿絹混用セリ。冠リモノハ、多ク冬日寒ヲ凌ク為メ用ユルノミ。襟卷亦冬日ニ之ヲ用ユ。其品質、中等以上ハ縮緬、或ハフランネル毛織物ノ類、下等ニ至リテハ之レヲ用ユルモノ寡ナク、其用ユルモノハ種々ナリト雖トモ、皆綿質ナリ。下駄ハ中等以上ハ、草履付、下等ハ尋常ノ桐又ハ朴ノ類ヲ以テ作りタルモノヲ穿ツ。蝙蝠傘ハ上等中等ノ者、海氣又ハ絹ヲ用ヒ、下等ハ木綿張ナリト雖トモ、多ク日和ニ用ヘ、雨天ノトキハ、和傘ヲ用ユルナリ。

外国ノ風俗ヲ学フモノ官署奉務ノ者、其他商家ノ上等ニ於テハ、洋服又ハ婦女ノ束髪等少數アリト雖トモ、一般ノ風俗ト云フニ足サルノ情况ナリ。

食物 上等 一日三食 米飯。但シ、季節ニ依リ、麦ヲ混食セリ。

中等 全 米飯。全上。

下等 全 米飯。全上。

會飯年一、二回、或ハ毎月八日講、熊野講、古峯原講、巳待講、觀

音講ト唱へ、會食スルコトアリト雖トモ、多ク、米飯又ハ餅ニシ

テ、飲酒スルコト寡ナシ。

自家用料酒造戸数 千五十戸。

家屋 上等 建坪、貳百貳拾九坪。屋根、木羽或ハ茅葺。

借家并地代共、一ケ年、凡六拾円。

中等 建坪、四拾五坪。屋根ハ全上。

全上、三拾六円。

下等 建坪、貳拾坪。屋根ハ茅葺ヲ見ルアリト雖トモ、藁葺

ナリ。』

全上、拾円乃至五円。

新築一坪、上等凡金貳拾円、中等拾円、下等四円。木材ハ本郡内、

丁部、及南會津、大沼郡等ヨリ購入ス。

日用品、味噌、醬油ハ、他ノ供給ヲ仰カスト雖トモ、薪炭、野菜、

呉服、反物ノ類ハ、他ヨリ仰ク。

部内ニ冠タル財産家四人。農ヲ兼ヌルモノアリト雖トモ、多クハ商業ナリ。

縣會議員、選挙、被選挙人員、千四百八拾三人。

徴兵適齡人員、百九拾九人。

合格人員、三十一人。

服役人員、六人。

(六) 物産

蠶糸』

生糸、五拾三箇七貫五百五十匁。屑絲、拾七箇四貫七百匁。

玉糸、六個壹貫貳百目。繭、四百貳拾石壹斗五升。

桑、七萬五千五拾貫匁。但、壹反歩摘採、百三拾八貫三百三十匁。

三ヶ年以來、壹貫匁ノ價九錢。

養蚕スルモノ先年ハ甚タ寡少ニシテ、多ク自用ニ供スルノミナリシカ、追々增多シ。近年、海外輸出品ヲモ製造スルニ至ル。故ニ、器械ヲ新製シ、蚕種ヲ精撰シ、又飼養法等ハ信夫、伊達郡地方、練熟ノモノヲ雇ヒ、改良熱心ナルヲ以テ、尚逐年盛大ナルニ赴クノ状勢ナリ。

五ヶ年生糸産額、貳百六拾九個壹貫七百五十匁。此價、八万八千五百七拾九匁。内、海外輸出向製糸、百三拾四個。

桑苗植立ノ本数、九萬六千三百三十八本。

素麵、貳千貳百貫匁。』

煙草、壹萬千六百九十七貫八百匁。

菜種、貳千貳百貳拾貳石四斗四升四合。

実綿、貳萬七千四百三拾九貫八百七拾匁。

藍、千五百貳貫匁。

漆実、六石六斗。

牧畜

馬、全数、千百八十頭。但、内國種。

産馬ナシ。購入凡ソ一ヶ年四拾頭。南部又ハ三春地方ノ産ナリ。取引ノ旧慣別ニ揚クベキモノナシト雖トモ、多ク牛馬賣買免許人ノ手ヲ経テ交換スルヲ常トセリ。産馬會社ノ方法ニ隨フト雖トモ、年賦金送納ヲ怠ルモノアリ。

牡馬ノ價格三拾匁、幼馬八匁トス。牧場等ナシ。』

牛全数、四頭。但、内國種。

取引ノ慣習、其他前項ニ同シ。

鶏、凡八千四百七拾三羽。

(七) 職業

農、貳千三十九戸。

商、四百二十七戸。

工、七十戸。

雜業、貳百六十八戸。

再掲

酒屋、十七戸。

菓子屋、百三十四戸。

遊藝稼人、三人。

藝妓、五人。』

娼妓、四人。

貸座敷、一戸。

書肆、一戸。

(八) 學事

高等小学校、一。尋常小學校、五。

學齡兒童、式千八百六人。内、男、千四百七十六人。

女、千三百三十人。

就學生、千式百五十五人。内、男、千十三人。

女、貳百四十二人。

不就學兒童、千五百五十一人。内、男、四百六十三人。

女、千八十八人。

福嶋尋常中學校在學ノモノ、三名。東京大學豫備門入校、壹名。

(九) 宗教

人民信仰スル宗派、宗教、一般ニ振ハス。別ニ揚クベキナシ。

寺院ハ、天台宗、一、真言宗、十四、浄土宗、十二、曹洞宗、

二十、真宗、一、日蓮宗、二ニシテ、計五十ヶ寺。

教會所ハ、神道、二、浄土、二、真宗、一、曹洞、一、合セ六ヶ所

アリ。基督教等、行ハレス。

(十) 物價

米、壹石ニ付、金四円五拾錢。大麦、壹石ニ付、壹円六拾六錢。

大豆、壹石ニ付、金四円五拾錢。酒、壹石ニ付、拾貳円。

塩、三斗入壹俵、金六拾八錢。味噌、壹貫目、拾貳錢。

醬油、壹石、金八円。石油、壹斗、壹円五拾錢。

水油、壹斗、金貳円貳拾錢。木材、尺貫壹本、八拾五錢。

大工、壹人自食、金貳拾錢。土方、壹人自食、貳拾錢。

耕夫、壹人自食、金拾五錢。

魚類、及砂糖、絹布等ハ、他地方ヨリ輸入スルヲ以テ、價從テ不廉

ナリ。其他、野菜ハ北會津郡ヨリ輸入スルモノアルヲ以テ、該郡

ヨリ稍々高價ナリト雖トモ、亦当部内ニ産スルモノ多キニヨリ、敢

テ甚シキ高低ナシ。

(十一) 衛生

地方病ハナシ。通常最モ多キ病ハ、胃病トス。傳染病ノ流行、近年

甚タ減退セリ。去ル十五年中、本部内虎烈刺發生、勢ヒ猖獗ヲ極

メ、亦、腸窒扶斯病等傳播セシコトアリシモ、尔来、豫防撰生ノ法

ヲ説キ、且ツ嚴行セシニ因ルカ、追々減退シ、既ニ本年ノ如キ、僅

ニ腸窒扶斯病アリト雖トモ、病勢甚微弱ニシテ、蔓延セサリシナリ。

出産、三百五十二人ニシテ、死亡、貳百七拾人。近年、別ニ甚數キ

増減ヲ見ス。

生命年齢平均、四十五年。』

婚姻、男ハ十九年、女ハ十七、八年ヲ以テ普通トナスノ慣習ナリ。

(十二) 犯罪

犯罪處刑ノ最モ多キハ、窃盜犯ニシテ、賭博犯之レニ重ク。違警罪

ニアリテハ、警察規則違背、街路取締規則ノ違背等ナリ。

公賣處分、二、三年前ニ在リテハ甚タ多カリシモ、漸次減少、本年

ノ如キ、前年ニ比スレハ絶テナシト云フベキカ如シ。是レ畢竟、納税義務ノ欠クベカラサルヲ覚リタルニ因ルナラン。

身代限ハ、前年金銭融通ノ円滑ニ惑ヒ、識ラス知ラス負債ヲナシ、為メニ處分ヲ受ケシモノアリシモ、今ヤ絶テナキカ如シ。』

(十三) 諸税金及協議費

國税、三萬千五百三拾四円拾錢壹厘。

地方税、壹萬三百七拾六円七拾九錢三厘。

町村費、六千貳百五拾壹円貳拾九錢壹厘。

協議費、四千五百四拾三円七拾三錢七厘。

(十四) 雜件

農夫積雪中、男ハ繩綯、草履、草鞋ヲ造ルヲ常トシ、女ハ紡績、裁縫ニ従事セリ。商家ハ尋常ニ異ナラス。然シテ、山間ノ地方及雜業者ニ至リテハ、日雇稼ヲナス。又他國出稼ヲナスモノ僅々アリ。是レハ、鑛山稼ノ如キモノナリ。又年々歳々、越後其他ヨリ出稼ニ来ルモノアリ。概ネ酒造家、及油搾稼ノ類ナリト雖トモ、亦、車夫、或ハ農家稼モアリ。眠起ハ、『概ネ朝五時二起キ、夜十一時二臥ス。夜業、男ハ藁仕事ヲナシ、女ハ紡績、裁縫ニ従事スト雖トモ、男女トモ職業ヲ勉ムト云フニアラス。農家ハ、一ヶ月三回乃至六回ノ期日休業アリ。又、一日二回ノ休業ヲナス。凡ソ一時間程ナリ。尤モ秋春彼岸ノ間、短日ノ候ハ、定マリタル休業ナシ。』

小作証書

印紙

何郡何村分

一、田反別何町何反何畝歩

此小作米、何石何斗何升。但、壹反歩二付、何斗何升。

右者貴殿所有之地所、小作仕候處、実正也。然ル上ハ、年ノ豊凶ニ不罹、来ル十一月二十日限、書面ノ小作米差上可申候。若シ相滞リ候節ハ、証人ニ於テ、無異儀弁償可仕候。依テ證書如件。

何村小作主

年月日

姓名 ㊦

何村証人

姓名 ㊦

何村

姓名 殿

河沼郡乙部

(一) 氣候

極寒三十五度、一月下旬ノ交。極暑九十四度、七月下旬ノ交。  
冬、北風多ク、北風最モ寒烈ニシテ、南風、夏ニ多ク、恒ニ炎熱ナリ。

東風ハ雨ヲ醸シ、西風ハ多ク晴ル。

概ネ十月下旬ヨリ霜、十二月ニ至リ雪降ル。一月下旬積雪、三月下旬悉ク融解シ、四月頃ヨリハ、雪霜降ラス。春季四月、秋季十月ノ頃雨濕ス。

(一) 地形

東北ハ猪苗代湖ニ達シ、日橋、堂嶋ノ二川ヲ以テ、耶麻郡ニ境シ、南ハ田野、北會津郡ニ連レリ。西ハ大川ヲ以テ、本郡甲部ト境ヲ画セリ。東部ハ岡陵起伏シ、大野原ノ一大原野アリ。西部ハ開ケテ、田圃相連レリ。

幅凡十間以上ノ川四線(一線上流ヲ日橋川ト云ヒ、下流ヲ堂嶋川ト云フ。其他湯川、瀬川、大川ノ三線ナリ)アリ。内、大川ヲ以テ大トナシ、凡十間以下ノ川十線アリ。沢目川ヲ大ナリトス。大川、堂嶋ノ二川ハ、小回船ヲ通スト雖トモ、僅少ニシテ多ク漁船ノミナリ。

(二) 耕地宅地

全	米実収	壹石九斗九升六合。
全	賣買地價	貳拾八円四拾五錢。
全	券面地價	四拾壹円八拾七錢三厘。
全	小作米	七斗五升。
全	米実収	壹石八斗貳升三合。
全	賣買地價	拾七円六拾壹錢三厘。』

全 券面地價 貳拾九円六拾三錢三厘。

全 小作米 五斗。

全 米実収 九斗三升。

全 賣買地價 七円拾五錢。

全 券面地價 拾七円拾六錢六厘。

全 小作米 貳斗五升。

田ノ耕作ハ早稲、中稻相半セリ。收穫米ハ部内ノ食料ニ充テ、尚餘リアルヲ以テ、之レヲ若松、及本縣安積、安達地方ニ輸出ス。

俵ハ近年用ユルモノ寡ナシト雖トモ、甲部ニ比スレハ稍ク、概ネ四斗五升入トシ、其他ハ皆吹ニシテ、四斗二升入ナリ。秋取ノ方法、稻穂ノ成熟セルヲ見テ、之レヲ刈取り、三握』ヲ一把トナシ、三把立ニナシ、乾燥スルコト、凡晴天四、五日間、後家宅ニ運搬シテ、稻扱ヲ以テ穂ヲ落シ、貯藏スルニハ多ク吹ヲ用ユト雖トモ、井櫓(セイラウ)或ハ俵トス。俵ハ大概壹石、又ハ八斗入トナスノ習慣ニシテ、別ニ改良セシコトナシ。

全	麦実収	壹石七斗七升六合。
全	賣買地價	貳拾円。
全	券面地價	貳拾三円三拾六錢六厘。
全	小作料	五斗四升。
全	麦実収	壹石三斗貳升六合。

畑 中畑 全 賣買地價 拾四七拾六錢八厘。

全 券面地價 拾六円五拾六錢五厘。

全 小作料 三斗七升。』

壹反歩 麦実収 七斗三升。

下畑 全 賣買地價 六円拾貳錢六厘。

全 券面地價 九円三拾五錢貳厘。

全 小作料 貳斗五升。

麦ハ大麦多ク、次ニ大豆、小麦トス。大麦ハ、部内ノ食料ニ充テ、大豆ハ肥料ニ充ツルノ外、若松ニ輸出セリ。其他、綿、野菜類ヲ作ルト雖トモ、特殊ノ利アルヲ聞カス。

田畑トモ自作多ク、小作預ケハ寡ナシト雖トモ、其習慣ハ、概ネ田ハ米、畑ハ米、金、若クハ大豆ヲ以テ小作料トナス。其契約書別紙ニ添フ。

田畑トモ近年増穫セリ。是レハ氣候順良ナルニ依ル。

耕作法、近郡ニ異ナルナシ。然レトモ、追々馬耕ノ便ヲ覺ルモノアルカ如シ。

例年雹雪ノ害ヲ被ルナシト雖トモ、霜ノ為メ、春季桑、秋季蕎麦ニ多少ノ害ヲ被ルコトアリ。

古来旱損、凡六、七年間ニ一、二回アルヲ免レス。且、八田村ノ内、旧強清水ノ如キハ、用水乏シキニ依リ、最モ甚シキ損害ヲ被ルコトアリ。又、濱崎村ハ其位置、堂嶋川ノ河岸タルヲ以テ、洪水ノ害ヲ

蒙ルコトアリ。

日橋堰ハ、日橋川ヨリ堰揚ケ、水利最モ便ナリ。本部内耕地、殆ント半数、及ヒ北會津郡ノ諸村ニモ灌溉ス。又河沼堰、佐野堰等アリ。共ニ大川ヨリ揚ク。亦、水利便ナリ。其他、溜井アリト雖トモ、土功ノ大ナルモノナシ。

上宅地 全 壹反歩 券面地價 貳拾五円拾貳錢九厘。』

全 賣買代價 拾三円七拾六錢四厘。

全 借地料 三圓。

中宅地 全 壹反歩 券面地價 貳拾壹円八拾五錢。

全 賣買代價 拾壹円四拾貳錢八厘。

全 借地料 貳圓。

下宅地 全 壹反歩 券面地價 拾七円拾九錢。

全 賣買代價 八圓。

全 借地料 壹円。

(四) 町村戸口地租

村、二十六ヶ村。地租、壹萬七千八百九拾三円三拾八錢三厘。

内、百戸以上ノ村、一村、八田村。

旧来、小村ナルヲ以テ、行政上及村民ノ不便ナルヨリ、置縣後合併セシ村名、左ノ如シ。』

六丁原、原、塩庭新田、沢目、横堀、堤新田 廣田村

大和田、鴨田新田、	
柏原新田、堂嶋新田	大田原村
槻橋、難波ノ分、藤倉、	
倉道、鏡山	倉橋村
八田野、強清水、松永分、	
漆沢、八田野新田、高野下、	
生井新田、稻荷原、藤倉新田	八田村
浅野、中林分、北山新田	浅山村
代田、代田新村、北畑分	代田村
森臺、東西八日町、竹内	櫻町村
高畑、京手	谷沢村
笈川、舞臺田、王領	笈川村
上田谷地、高瀬、水谷地、	
沼上	湊村
中ノ目、熊川、亀ヶ臺	熊ノ目村
北田、粟ノ宮、中臺	三川村
熊野堂、町和田分	熊野堂村
冬木沢、北高野、茶臼森新田	廣野村
塩庭、駒板、駒板新田、堺新田、	
古川分、浅野新村、林分	金田村
東高野分、原新田、長谷地新田	東長原村

笠ノ目、米丸、田中	清水田村
郡山、金道分、郡山新村、	
新屋敷新田	郡山村
方便、方便新村、岡谷地新田	岡田村
嶋、西屋敷	福嶋村
佐野、五町ノ目、兼子分	佐野目村
扇田、上樽川、下樽川	田川村
堂畑、館ノ前	堂畑村
戸数 千五百三戸』	
士族 四十二戸	
平民 千四百六十一戸	
人口 九千百七十八人	
士族 百六十五人	
平民 九千十三人	

(五) 風俗生計

戸口ノ近年増セルハ、調査ノ周密ナルニ依ル。

上等 一家一ケ年ノ生計費、貳百六拾七円。

中等 全、 百五拾壹円。

下等 全、 六拾五円。

衣服 上等 綿布ヲ用ユルト雖トモ、祭禮、儀式其他晴レノ場所ニ  
出ツルトキハ、絹布ヲ着スルモノアリ。』

中等 綿布ヲ用ユ。

下等 綿布ノ麁ナルモノヲ用ユ。

本内人民ノ理装タル、儀式ノ席ニ着クヤ、羽織、袴ヲ着スト

雖トモ、歩行スルヤ、男ハ股引ニシテ、裳ヲ褰ク。羽織ヲ着

シ、帽ヲ戴キ、蝙蝠傘ヲ携ヒ、下駄ヲ穿ツヲ通例トセリ。

女ハ上中等、其物質ヲ異ニスト雖トモ、其容装、一般町家ノ風ヲ

ブカ如ク、下等ハ猿袴（方言「サルハカマ」ト云フ。其形、膝下ハ

股引ノ如クシテ、上部ハ廣濶ニナシ、裳ヲ包メリ。）ヲ着シ、笠ヲ

冠スルノ習慣ナリ。

外国ノ風俗ヲ学フモノナシト云フベキカ。然レトモ、稀レニハ洋服

ヲ着スルモノヲ見ル。

食物 上等 一日三食。米飯、時節ニ依リ麦ヲ混ス。

中等 全、全

下等 全、全

會飯ノ習慣、一ケ年春秋二季、各自米ヲ持寄り、餅ヲ食スルア

リ。之レヲ寄合餅ト云フ。其他、飯豊山講、湯殿山講、観音講

等、各集合シ、酒食ヲナスアリ。

自家用料酒造戸數、七百貳拾五戸。

家屋 上等 建坪、八拾坪。屋根茅葺ナリ。

借家料及地代共、七拾貳円。

中等 建坪、四拾坪。屋根茅葺ナリト雖トモ、藁葺モアリ。

全上、三拾六円。

下等 建坪、拾五坪。屋根藁葺ナリ。

全上、拾貳円。

新築上等一坪拾円、中等五円、下等貳円五拾銭。』

木材ハ、山間ノ地ニ在リテ僅カニ弁スベシト雖トモ、多クハ他地方

ヨリ需ム。

日用必需ノ物品、味噌、醤油、野菜、呉服、反物ノ類ハ、自製ノモ

ノアリト雖トモ、概シテ其五、六分ハ、他方ノ供給ヲ仰クヘシ。薪

炭ハ、山間ニ、三ノ村落ハ、自用ニ餘リ、若松へ輸出スト雖トモ、

其他ハ、又他方ヨリ仰クノミ。

部内ニ冠タル財産家二人。農業ナリ。

縣會議員、選舉、被選舉人員、千百二十三人。

徴兵適齡人員、百二十三人。

合格人員、三十人。

服役人員、六人。

〔六〕 物産』

蚕糸

生糸、拾九貫九百匁。繭、七拾六石七斗三升。

桑、貳萬三千五拾八貫貳百匁。但、尅反歩摘採、百五十三貫匁。

三ケ年以來一貫匁ノ代八錢七厘。

養蚕ハ先年微々ナリシモ、追々盛況ニ趣キ、蚕種精選、飼養法改良

二意ヲ注ケリ。

五ヶ年生糸産額、拾壹個五百匁。此代、貳千八百九拾貳円拾貳錢。  
内、海外輸出向製糸高、七個。其價、千八百四拾円五拾錢。

桑苗植立本數、三萬五千六百三本。

綿、五千九百八拾六貫五拾七匁。

藍、四百拾五貫匁。

菜種、七百六拾八石貳斗壹升七合。

『牧畜』

馬、千三百九十七頭。但、内國種。

産馬僅ニアリト雖トモ、一ヶ年購入凡五拾頭。秋季彼岸、若松馬市

ニ於テ取引ヲナスノ習慣ナリ。

産馬會社ノ方法ニ隨フト雖トモ、年賦金ノ返納ヲ怠ルモノアリ。

牡馬、三拾円。牝馬、貳拾円。幼馬、八円。

牛、五頭。但、内國種。

牧場及搾乳料等ノモノナシ。

雞、九千二百六羽。

(七) 職業

農、千四百四十七戸。

商、十九戸。

工、四戸。』

雜業、三十三戸。

酒造家、二戸。

菓子屋、三十五戸。

遊藝稼、壹人。

(八) 学事

尋常小学校、二。

学齡兒童、千七百九十八人。内、男、九百七十四人、女、八百二十四人。

就学生、六百十人。内、男、六百二十四人、女、七十人。

不就学兒童、千八百八十八人。内、男、三百五十人、女、七百五十四人。

他学校在学ノモノ、若松高等小学校へ入校、五人。

(九) 宗教

本部内宗教ノ行否ヲ觀察スルニ、著シク行ハル、モノナク、老婆其菩提寺ヲ尊信スルニ止マ』ルノミ。

天台宗、三、真言宗、十九、浄土、五、曹洞宗、四、臨濟宗、一二

シテ、計三十二ヶ寺アリ。

基督教行ハレス。

(十) 物價

米、壹石二付、金四円貳拾五錢。大麦、壹石二付、金壹円五拾錢。

大豆、全、金四円。酒、全、金拾円。

塩、三斗入壹俵、九拾五錢。味噌、壹貫匁、金拾三錢。

醬油、壹石、金八円。石油、壹斗、金壹円四拾錢。

水油、壹斗、金貳円貳拾錢。木材、尺貫壹本、金五拾五錢。

大工、壹人、金拾八錢。土方、一人、金貳拾錢。

耕夫、壹人、金拾三錢。

魚類、其他、絹布等ハ、他地方ヨリ輸入セルヲ以テ、價不廉ナリ。野菜ハ多ク當部ノ産出ニ係レハ、價他方部ニ比シ、稍廉ナリ。

(十一) 衛生

地方病ハナシ。通常最モ多キハ、胃病ナリ。傳染病ハ、腸窒扶斯病、近年少シクアリシト雖トモ、病勢微弱ニシテ、流行セシト云フニ至ラス。

出産、式百三十八人ニシテ、死亡、百四十四人。近年別ニ著敷増減ナシ。

生命年齢平均、四十五年。

婚姻男八、十九年、女八十七、八年ヲ以テ普通ノ慣習トナセリ。

(十二) 犯罪

處刑ノ最モ多キハ窃盜犯ニシテ、次ニ賭博犯等ナリ。』

公賣處分ハ、二、三年前ニ在リテハ、其數甚タシク、一期千人ノ多キニ至リシコトアリシモ、尔来、年ヲ逐ヒ減少シ、本年ノ如キ、僅カニアルノミ。畢竟、人氣輕躁浮薄ニ流レ、敢テ貧困ナリト云フニモ、義務ヲ欠ク。是レ、意トセサルノ風アリシカ、追々是ノ風習脱却セシニ依ル。

身代限りノ處分ヲ受クルモノ、五、六年前ニ在リテハ、甚タ多ク、

是、米價騰貴ノ際ニアリテ、俄ニ富裕ノ心ヲ生シ、從テ民心遊惰ニ

耽リ、負債ヲ重ネタリ。故ニ償却ニ困ミ、終ニ處分ヲ受クルニ至リシナリ。然レトモ、追々自悟スルカ、減少シテ、今ハ僅カニアルノミ。

(十三) 諸税金及協議費

國稅、壹萬八千八百拾三円拾七錢貳厘。

地方稅、六千九拾五円貳拾七錢。

町村費、三千四百貳拾七円三拾三錢四厘。

協議費、式千三百六拾五円八拾七錢六厘。

(十四) 雜件

本部中、農夫積雪ノ際ハ、年中使用スル草履、草鞋ヲ製作スルコトヲ務メ、女子ハ紡績、裁縫ニ從事セリ。平生、他國ニ出稼スルモノ僅カニアリト雖トモ、敢テ定業アルニ然ラス。又、他國ヨリ出稼ニ來ルモノハ、大工、及農家稼等ナリ。八田村ノ如キ、男子農隙ニハ、物貨ヲ運搬シ、賃業ヲ営ムアリ。本郡内、凡朝五時ニ起キ、夜ハ(短夜)十時、(長夜)十二時ニ臥スルヲ常トセリ。然シテ、夜業ハ、別ニ定業ナシト雖トモ、男子ハ藁細工、女子ハ紡績等ニ從事シ、期日休業ハ、多ク一ヶ月六日、又一日間、二、三度ノ休業ヲナス。』

小作証

岩代國河沼郡々山村字何々番

一、田畑反別、何反何畝歩。

此小作米、金、何程。

右ハ貴殿所有之地所、当明治何年一作限り、正ニ借受候處実正也。然ル上ハ、前記小作米之儀ハ、本年何月何日迄ニ運送御渡可申候。万一、期限相違之儀有之候ハ、保証人ニ於テ、無異儀弁償可仕候。為後日、保証人連印ヲ以テ、証書差上申候處如件。

年月日  
何郡何村地所借用人  
何番地 何之誰 印

全 何村何番地 保証人  
何之誰 印

何郡何村何ノ誰殿』

河沼郡内郡

(一) 氣候

極寒三十三度、一月中旬ノ交。極暑九十三度、七月下旬ノ交。  
冬、北風多ク、北風最モ寒烈ナリ。  
夏、南風多ク、南風恒ニ炎熱ナリ。  
東風ハ雨ヲ醸シ、西風ハ多ク晴ル。  
概ネ十月中旬ヨリ霜、十一月下旬頃ヨリ雪降り、一月中旬頃積雪、四月下旬悉ク融解シ、五月頃ヨリ雪霜降ラス。洪水ノ害アルコト稀レナリ。

(二) 地形

東方半バ、只見川ヲ以テ甲部ニ、半バ、飯谷山脈蜿蜒シテ、丁部ト境ヲ画シ、北ハ阿賀川ヲ隔テ、耶麻郡ト相對シ、西南ハ山巒重疊、本縣大沼郡及『新潟縣東蒲原郡ト境ヲ接ス。本郡内、平坦ノ地少ク、山岳綿亘セリ。高陽山最モ高ク（抽海ノ尺度四百丈）、東松嶽之レニ亞ク（抽海ノ尺度二百丈）。

幅凡十間以上ノ川、只見川、阿賀川、二線アリ。内、阿賀川ヲ大トス。凡十間以下ノ川十一線。其内、大槻川ヲ以テ大ナリトス。阿賀川ハ川底岩石ニシテ、通船ニ便ナラスト雖トモ、小回船ヲ漕運シ、又筏ヲ組テ流下ス。

屋敷村夫婦沢桐木反山ニハ銀鑛、下谷村赤羽根山ニハ金鑛、全櫻木峯ニハ鉛鑛、全勾沢山ニハ金銀銅鑛、全怪者氣峠ニハ金鑛、全荷堀場山ニハ銅鑛アリ。

(三) 耕地宅地

壹反歩	米実収	壹石八斗
全	賣買地價	三拾三円三拾三錢三厘。』
上田	券面地價	三拾壹円四拾四錢壹厘。
全	小作米	九斗六升。
壹反歩	米実収	壹石五斗五升。
全	賣買地價	貳拾五円九拾八錢九厘。
中田	券面地價	貳拾五円三拾八錢四厘。
全		

〔全〕 小作米 七斗。

〔壹反歩〕 米実収 九斗九升。

下田 全 賣買地價 拾八円貳拾八錢九厘。

全 券面地價 拾三円七拾六錢。

全 小作米 四斗六升。

多ク早稲ヲ作ル。亜クニ中稲ニシテ、晚稲ハ少シ。

収穫米ハ部内人民ノ常食ニ充ツルモ、尚不足ナレハ、本郡坂下、耶

麻郡喜多地方ヨリ輸入ス。』

俵ハ用ユルモノ少シト雖、適々用ユルモノハ五斗入、叭ハ四斗入ナリ。

秋収ノ方法、成熟ノ後、之レヲ刈採リ、其茎幹ヲ結縛シテ稲架（方

言、サデ）ニ掛ケ、乾燥スルコト十余日、後家宅ニ運搬シテ、落粉

及貯蓄法等ハ総テ甲乙部ニ異ナルナク、亦別ニ改良セシコトナシ。

〔壹反歩〕 麦実収 壹石五升。

上畑 全 賣買地價 拾八円貳拾錢。

全 券面地價 拾三円八拾錢。

全 小作料 金壹円三拾四錢。

中畑 〔壹反歩〕 麦実収 八斗壹升五合。

全 賣買地價 拾三円八拾三錢貳厘。

全 券面地價 拾圓八拾三錢。』

全 小作料 金壹円六錢。

〔壹反歩〕 麦実収 六斗。

下畑 全 賣買地價 七円三拾錢三厘。

全 券面地價 五円貳拾壹錢九厘。

全 小作料 金七拾貳錢。

畑ニハ麦ノ外、重モニ大豆、亜ニ蕎麥、粟、稗ノ類ヲ作ル。

麦ハ部内ノ食料ニ充ツルノミ。蕎麥ノ如キハ、食糧ニ充ツルノ

外、坂下地方ニ輸出スルアリト雖トモ、別ニ特殊ノ利益アル

ナシ。

田畑トモ、小作預ケノ習慣ハ、甲乙部ニ大同小異ナリト雖トモ、尚

契約書、別紙ニ添フ。然シテ、特ニ群岡地方ハ口頭ノ契約ニ成ルモ

ノ多ク、其契約タル、唯小作米額及拂渡ノ期限等ナリ。』

田畑トモ別ニ甚シキ収穫ノ増減ナシト雖トモ、近年、氣候順正ナル

ヲ以テ、自然増多セリ。

耕作法、近郡ニ特異ナルナシト雖トモ、山間ノ地、棚田多ク、耕耘

甚タ不便ナルモ、別ニ改良ニ意ヲ注クモノナシ。

例年、多少霜害ヲ被ラサルナシ。春霜ハ、（果の落カ）菓 実、桑葉ヲ損シ、

秋霜ハ、遅蒔ノ蕎麥ニ害アリ。然レトモ、土地ニ依リ、厚薄アルナリ。

旱損ハ、古来凡十ヶ年ニ二、三度アリト雖トモ、水損ハ、甚タ稀レ

ナリ。

堰水ヲ用キル少ナクシテ、多ク溜水ヲ灌漑ス。其溜井タル数十ヶア

リト雖トモ、山間ニ築造セルヲ以テ、土功ノ大ナルナシ。

上宅地 全 壹反歩 券面地價 拾八円五拾六錢。』  
 全 賣買地價 三拾四円五拾七錢八厘。  
 全 借地料 四円拾五錢。

中宅地 全 壹反歩 券面地價 拾六円六拾錢。  
 全 賣買地價 貳拾九円。  
 全 借地料 貳円五拾錢。

下宅地 全 壹反歩 券面地價 拾貳円三拾四錢五厘。  
 全 賣買地價 拾七円八拾四錢。  
 全 借地料 壹円四拾錢。

(四) 町村戸口地租

村、十九ヶ村。地租、七千七百四拾四円四拾錢五厘。

内、百戸以上ノ村、六村。野澤村、尾野本村、下谷村、登世

嶋村、群岡村、上野尻村。

旧来小村ニシテ、行政上及村民ノ不便ナルヨリ、旧若松縣治ノト  
 キ、併合セシ村名、左ノ如シ。』

野沢、四岐、西平 野沢村。 中野、安座、牧 正中村。

堀越、芝草、芹沼 芹草越村。 山口、牛尾、出ヶ原

黒沢、小杉山 下谷村。

松尾、森野、茅本 尾野本村。 上小島、下小島、

尾登 登世島村。

繩沢、青坂、程窪 天屋、本名、

長桜、二ツ栗、泥浮山 睦合村。 輕沢、杉山 東松村。

片門、洲走 片門村。 利田、漆窪 峯村。

下野尻、徳沢 群岡村。 白坂、宝川 宝坂村

屋敷、樽木平、

熊沢、柞畑 屋敷村。

戸数 千四百五十一戸。

士族 七戸。

平民 千四百三十四戸。

人口 九千百八十二人。

士族 四十四人。

平民 九千百三十八人。』

戸口ノ近年増加セルハ、戸籍調査ノ密ナルニ依ル。

(五) 風俗生計

上等 一家一ヶ年ノ生計費、准市街、四百五拾四円。

村落、貳百八十円。

中等 全、 百六拾九圓。

下等 全、 七拾六円。

衣服 上等 平常ハ綿布ヲ用ヘ、祭礼、儀式等ニハ絹布ヲ着用ス。

中等 綿布ヲ用ユ。

下等 綿布ナリ。其最下等ニ至リテハ、襤褸ナルアリ。

本部内縣道ニ沿ヒ、宿駅ノ体ヲナス、野沢、群岡ノ如キハ、自

然其趣ヲ異ニスルカ如シト雖トモ、一般ニ概言スレハ、祭礼、

儀式等ノトキハ、羽織袴、及社杯等ヲ着用シ、又歩行ノ容装タ

ル、上等ハ、羽織ヲ着シ、帽ヲ戴キ、蝙蝠傘ヲ携フルヲ通例ト

スレトモ、中等以下ニ至リ』リテハ、猿袴（此事乙部ニ云ヘ

リ）ヲ着、蓑笠及和傘ヲ用ヘ、草鞋ヲ穿ツモノ多シ。

外国ノ風俗ヲ学フノ情況、別ニ云フヘキナキカ如シト雖トモ、前項

准市街ノ地ニ在リテハ、男子ハ洋服ヲ着シ、女子ハ束髪ヲナスモノ

稀レニ見ルアリ。

食物 上等 一日三食 米飯。季節ニ依リ、麦、蕎麦ノ類ヲ混ス。

中等 全 全上。蕎麦、麦、粟、稗ノ類、其季節ニ依

リ食ス。

下等 全 全上ト雖トモ、野菜ヲ混炊シ、從テ米量ヲ

減ス。

屋敷村ノ如キハ、食料甚タ下等ニシテ、草根、木葉ヲ

煮、之レニ米小許ヲ加ヘ、食スルアリ。

會飯ノ習慣、一年一回、或ハ一ヶ月一回、熊野講、八日講、山神

講、觀音講ト唱ヒ會食ス。

自家用料酒造戸数、五百七十一戸。』

家屋 上等 建坪、九十九坪。屋根木羽ト茅葺等ナリ。

借屋料及地代共、金五拾円。

中等 建坪、三拾五坪。茅葺、及杉皮葺等ナリ。

借屋料及地代共、金拾五円。

下等 建坪、拾七坪。全上。

借屋料及地代共、金五円。

新築上等一坪拾円、中等七円、下等三元。木材ハ、部内ニテ弁ス。

日用必需ノ味噌、醬油、薪炭ハ、他ノ供給ヲ仰カスト雖トモ、塩、

砂糖、呉服、反物ノ類ハ他ノ輸入ニ係リ、又、野菜ハ、部内ノ産出

アリト雖トモ、多ク用ユルトキハ、坂下地方ヨリ需ム。

部内ニ冠タル財産家三人。職業ハ農ニシテ商ヲ兼ヌ。』

縣會議員、選舉、被選舉人員、六百壹人。

徴兵適齡人員、九十人。

合格人員、二十四人。

服役人員、四人。

(六) 物産

蚕糸

生糸、四拾貫六百匁。繭、五拾三石五斗壹升。

桑、七萬式千四百三拾五貫匁。但、壹反歩摘採、百五拾九貫匁。

三ヶ年以来ノ時價、五錢。

養蚕ハ逐年盛大ナルノ情況ニシテ、蚕種ノ精選、飼養法ノ改良等ニ

注意スルカ如シ。

五ヶ年生糸産額、式拾式個四貫目。代金、六千四百六拾五圓ナリ。

未夕海外輸出向製絲ナシ。

桑苗植立、貳万六千五百拾壹本。』

綿、千六百六貫八百匁。

藍、千六百八拾壹貫匁。

生蠟、百三拾貫三百匁。

漆実、五百六拾七石九斗。

菜種、七拾五石貳斗九升五合。

煙草、千三百三貫匁。

麻、百貫匁。

楮皮、壹萬貳千四百七拾九貫匁。

紙、壹萬四千三百五拾束。

葛粉、貳千五拾斤。

炭、貳萬四千貫目。

銀、三貫四百匁。

銅、貳千貫匁。』

牧畜

馬、九百四拾四頭、但、内國種。

産馬ナシ。青森地方ヨリ購入ス。其數、一ケ年凡三拾頭。

取引ハ多ク牛馬賣買免許人ノ手ヲ経ルヲ常トス。

産馬會社ノ方法ニ随フト雖トモ、年賦金ノ怠納者アリ。

牡馬ノ價ハ四拾圓。幼馬ハ八圓許ナリ。

牛、七頭。但、内國種。

搾乳料、及屠殺等ナシ。他ハ前項ニ全シ。

雞、四千四百三拾四羽。

(七) 職業

農、千三百四十戸。

商、五十八戸。』

工、二十八戸。

雜業、二十五戸。

別掲

酒造家、四戸。

菓子屋、五十戸。

(八) 學事

尋常小學校、四。簡易小學校、三。

學齡兒童、千六百九十三人。内、男、九百二十一人、女、七百七十

二人。

就學生、六百九十六人。内、男、六百六十人、女、九十人。

不就學兒童、九百九十七人。内、男、三百五人、女、六百九十二人。

米國桑港バークレー太學校へ一人、宮城縣立醫學校へ一人ニシテ、

都合二人ハ他ニ在學ノモノアリ。

(九) 宗教』

人民信仰スル宗派、別ニ掲クベキモノナシ。各自菩提寺ノ宗旨ヲ信

スルノミ。

真言宗、十一、浄土宗、十四、曹洞宗、九、臨濟宗、二、都合三十六ヶ寺アリ。

基督教、行ハルト云フニ非ラサレトモ、二、三ノ信者アリ。

(十) 物價

米、尅石二付、金四円九拾錢。 大麦、尅石二付、金貳円八拾錢。

大豆、全、金五円。

酒、全、金拾三円。

塩、三斗入尅俵、金六拾八錢。

味噌、尅貫匁、金拾尅錢五厘。

醬油、壹石、金拾円。

石油、尅斗、金壹円拾五錢。

薪、尅棚五尺六尺、金壹円五拾錢。 木材、尺貫尅本、金七拾五錢。

大工、一人、金拾五錢。

土方、一人、金拾五錢。

耕夫、一人、金八錢五厘。

炭、拾貫匁、金貳拾貳錢』

魚類、及砂糖、絹布等ハ、他地方ノ輸入ニ係リ、價格隨テ不廉ナリ。

野菜ハ、他部ニ比シ、高低ナシト雖トモ、薪炭ノ如キハ部内ノ

産出ナレハ、廉價ナリ。

(十一) 衛生

地方病ハナシ。通常、最モ多キハ胃病ナリ。傳染病ノ流行等ナシト

雖トモ、稀レニ腸窒<sup>(疾病の発生)</sup>斯扶病ノ發生スルアリ。

出産、式百五十一人、死亡、百六十人ニシテ、近年別ニ著シキ増減

アルヲ見ス。故ニ又理由ヲ陳セス。

生命年齢平均、四十五年。

婚姻、男ハ二十年、女ハ十七、八年ヲ以テ普通トナスノ慣習ナリ。

(十二) 犯罪』

犯罪處刑ヲ受クルモノ甚タ多カラス。然レトモ、其處刑者ニ就キ調フレハ、窃盜、遺失物藏匿、違警罪等ナリ。

本部内ニシテ、諸税不納ノ為メ公賣處分ヲ受クルモノ、從來寡ナシ

ト雖トモ、敢テ減少セシト云フヲ得ス。之レ一利一害、數ノ免レサ

ル所ニシテ、民度ノ進化ニ從ヒ、人心稍浮薄ノ傾キアリ。義務ノ重

セサルニ依ル為メナランカ。

身代限ノ處分ヲ受クルモノ、近年減少ニ及ヒシト雖トモ、他部ニ比

シ、未タ充分ノ減少ト云フヲ得ス。

(十三) 諸税金及協議費

國稅、壹萬百拾六円四拾六錢三厘。

地方稅、四千五百六拾八円三拾七錢三厘。』

町村費、三千三百拾六円八拾壹錢壹厘。

協議費、千六百五拾貳円八拾錢五厘。

(十四) 雜件

本部内農夫等ハ、耕地少ナキヲ以テ、農隙ニハ運送業、或ハ薪炭業

ヲナシ、其積雪中ハ紙漉業、夜ハ藁細工ヲナスモノアルヲ通例ト

ス。又、他ニ出稼スルモノアリ。萱手職等ヲ業トス。他ヨリ出稼ニ

來ルモノハ、日雇稼、車夫等ナリ。

眠起、大凡、朝五時二起キ、夜十時乃至十二時ニ臥ス。其夜業、男

ハ藁細工、女子ハ紡績、裁縫等ニ従事シ、期日休業一ヶ月、五、六

回。又、一日二度休業スルヲ常トセリ。』

小作証

國郡村地番

字

一、田

此小作米壹ヶ年

米何程

右ハ貴殿御所持ノ田地、當明治十九年ヨリ来ル明治二十一年迄テ三ヶ年間、散田小作可仕約定仕候所実正也。然ル上ハ、作徳米之儀ハ、毎年前記之通、旧十月三十日限納入可仕候。若シ其節、相滞候ハ、小作御引上ケハ勿論、保証』人ニ於テ引受ケ、屹度弁償致シ、貴殿へ少モ御迷惑相掛ケ申間敷候。為後日、小作証一札如件。

郡村名

小作人

明治十九年 月 日

何之誰 印

全 全保証人 何之誰 印

郡村名

何之誰殿』

河沼郡丁部

(一) 氣候

極寒二十四度、一月上旬ノ交。極暑九十度、七月下旬ノ交。

冬、北風多ク、北風最モ寒烈ナリ。

夏、南風多ク、南風恒ニ炎熱ナリ。

東風ハ、雨ヲ醸シ、西風ハ、多ク晴ル。

概ネ十月中旬ヨリ霜、十一月下旬頃ヨリ雪降り、一月中旬頃積雪、

四月下旬、悉ク融解シ、五月頃ヨリ雪霜降ラス。洪水等ノ害アル稀

ナリ。

(二) 地形

東方細八山ヲ以テ甲部ト境シ、南ハ一体ノ山脈大沼郡ト境ヲ画シ、西北ハ飯谷山ノ山脈、蜿蜒シテ藤峠ニ延ヒ、以テ丙部ト連接シ、只見川中央ヲ貫流シ、山岳綿』亘セシ飯谷山最モ高シトス(抽海ノ尺度式百丈)。

幅凡十間以上ノ川、只見ノ一川ノミ。凡十間以下ノ川二線、内、滝

谷川ヲ大トス。

只見川ハ、通船ニ便ナラスト雖トモ、小回船ヲ通スヘク、又、筏ハ

組テ流下ス。

飯谷山ニハ銅礦物アリ。

(三) 耕地宅地

壹反歩

米実収

式石壹斗八升八合

全

賣買地價

五拾貳円貳拾貳錢

上田 全 券面地價 三拾壹円四拾四銭

全 小作米 八斗七升五合

壹反歩 米実収 壹石四斗八升八合

全 賣買地價 三拾圓七拾七銭』

中田 全 券面地價 拾九円九拾六銭六厘

全 小作米 五斗貳升五合

壹反歩 米実収 九斗壹升六合

全 賣買地價 拾貳圓

下田 全 券面地價 八圓五拾八銭八厘

全 小作米 貳斗八升

多ク早稲ヲ作ル。

收穫米ハ、部内人民ノ食料ニ足ラス。甲部内坂下地方ヨリ輸入ス。

俵ヲ用ユルモノ稀レニシテ、多ク吠ヲ用ユ。四斗貳升入トス。

秋収ノ方法、丙部ニ異ナラス。

(全) 小作料 麦三斗

壹反歩 麦実収 三斗六升六合

下畑 全 賣買地價 四円四拾銭

全 券面地價 五円

全 小作麦 壹斗五升

麦ハ大麥トス。重モニ作ルハ、大豆、蕎麥ナリ。

麦、蕎麥ハ部内ノ食料ニ充テ、尚蕎麥ノ如キ、食糧トナシ、餘リアルモノハ、之レヲ坂下地方ニ輸出セリ。』

郷戸村ハ、先年、人參ヲ作り、所得ノ利多カリシモ、近年、價格低落、目今、特殊ノ利ナシ。

田畑トモ小作預ケヲナス、甚タ稀少ニシテ、又約定書ノ交付等ナシ。小作米額、及拂渡期限ハ、甲部ト大異ナシ。

田畑トモ、近年甚タシキ收穫ノ増減ナシト雖トモ、早天ノ為メ、少シク減収セリ。

耕作法、近郡ニ特異ナルナシ。

例年多少、霜害ヲ被ラサルナシ。其景況、丙部ニ全シ。

古来、早損又ハ水損ヲ被ルコト、凡十五年、一、二回アリ。

堰、溜井等大土功ノモノナシ。多ク、山間溪谷ノ流水ヲ貯溜シテ用水トセルナリ。

上畑 全 賣買地價 貳拾圓

全 小作料 麦三斗七升八合

壹反歩 麦実収 六斗八升八合

全 賣買地價 九円七拾七銭七厘

中畑 全 券面地價 拾円八拾八銭八厘

全 賣買地價 拾円八拾八銭八厘

上宅地 全 賣買地價 四拾円。

壹反歩 券面地價 三拾壹円。』

中畑 全 賣買地價 九円七拾七銭七厘

全 券面地價 拾円八拾八銭八厘

壹反歩 麦実収 六斗八升八合

全 賣買地價 九円七拾七銭七厘

全 券面地價 拾円八拾八銭八厘

上畑 全 賣買地價 貳拾圓

全 小作料 麦三斗七升八合

壹反歩 麦実収 六斗八升八合

全 賣買地價 九円七拾七銭七厘

中畑 全 券面地價 拾円八拾八銭八厘

全 賣買地價 拾円八拾八銭八厘

上宅地 全 賣買地價 四拾円。

壹反歩 券面地價 三拾壹円。』

〔全〕 借地料 三圓五拾錢。

〔壹反歩〕 券面地價 拾三圓七拾七錢。

中宅地 全 賣買地價 拾九圓七拾錢。

全 借地料 貳圓五拾錢。

〔壹反歩〕 券面地價 八圓貳拾五錢。

下宅地 全 賣買地價 八圓貳拾五錢。

全 借地料 壹圓五拾錢。

(四) 町村戸口地租

村、九ヶ村。地租、貳千九百九拾貳圓三拾錢八厘。

内、百戸以上ノ村、柳津村。

旧来小村ニシテ、施政上及人民ノ不便ナルヨリ、若松縣ニ於テ、合併セシ村名左ニ。』

柳津、安久津、 郷戸、小野川、

出倉 柳津村。 中野、柳津新村 郷戸村。

老野沢、麻生 小卷、椿、

持寄 飯谷村。 石坂 小椿村。

細越、八坂野 細八村。 黒滝、猪ノ花、

塩野、長倉 猪倉野村

小柳津、大野、 藤、長窪 藤村

大野新田 大柳村。

朝立、大沢、

平井、和泉 坂本村。

戸数 五百九十戸。

士族 三戸。

平民 五百八十七戸

人口 三千六百五十一人。

士族 拾三人。

平民 三千六百三十八人

戸口ノ近年増加セシハ、戸籍調査ノ周密ナルニ依ル。

(五) 風俗生計』

上等 一家一ヶ年ノ生計費、貳百七拾圓。

中等 全、 百五拾圓。

下等 全、 七拾五圓。

衣服 上等 綿布ヲ常服トシ、祭禮、儀式等ノ節、羽織ハ絹布ヲ用

レトモ、袴ニハ絹布ノモノ稀レナリ。

中等 全上ニシテ、物資稍麗ナルモノナリ。

下等 祭禮、儀式等ニ出ツルトキハ、綿布少シク装フト雖ト

モ、常ハ襪褌身ニ纏ヒ、醜態ヲ免レス。

祭禮、儀式等ニハ、羽織袴ヲ着スル通例トスレトモ、婚葬ニ

ハ、尚社袴ヲ用ユ。其中等以上ハ、通常、桐下駄ヲ穿チ、絹張

ノ蝙蝠傘ヲ携フ。帽ヲ戴クモノ稀レナリ。然レトモ、女ハ概シ

テ絹布ヲ用ユルカ如シ。其他ノ容裝、猿袴ニ蓑笠、草鞋ヲ多シ

トス。

外国ノ風ヲ学フノ情況ナシト云フベシ。然レトモ、稀レニハ、洋服ヲ着スルモノアリ。』

食物 上等 一日三食、米飯。時節ニ依リ、小豆、粟等ヲ混炊ス。

中等 全、米飯。乾菜、或ハ小豆、粟等ヲ混炊ス。

下等 全、全上ニシテ、稍米量ヲ減ス。

會食、春秋二季、山神講ト称シ、米及濁酒ヲ集メ、飲食スルアリ。

又、一ヶ月一回、権現講、古峯講ト称シ、各集合シテ、食スルモアリ。

自家用料酒造戸数、貳百四拾戸。

家屋 上等 建坪、百坪。屋根、茅及小羽葺ナリ。

借家料及地代共、五拾円。

中等 建坪、五拾坪。屋根、茅葺。

全上、三拾円。

下等 建坪、三拾坪。全上。

全上、八円四拾銭。』

新築上等一坪凡拾三圓、中等九円、下等三円。木材ハ多ク部内ニテ弁スベシト雖トモ、亦少ク、大沼郡ヨリ需ムルアリ。

日用必需ノ物品、味噌、醤油、野菜ノ如キハ、部内ニテ弁ス。然レトモ、多量ニ用ユルトキ、又、呉服、反物ノ類ハ、他ノ供給ヲ仰ク故ニ高價ナリ。

部内ニ冠タル財産家一人アリト雖トモ、他部ノ財産家ニ比スレハ、

數等ノ下位ナリ。

縣會議員、選挙、被選挙人員、貳百六十九人。

徴兵適齡人員、四十八人。

合格人員、十四人。

服役人員、一人。

(六) 物産

『蚕絲』

生糸、貳拾七貫匁。繭、貳拾貳石四斗。

桑、四千四百五拾貫匁。但、壹反歩摘採高、不詳。

三ヶ年以来、壹貫匁ノ時價、六錢。

養蚕ハ、近年ニ創始セシト雖トモ、逐年増加シ、蚕種精選、飼養法ノ改良等ニ意ヲ注クモノアルヲ以テ、后来盛ナルニ至ルヘシ。

五ヶ年、生糸産額七個三貫匁。價格、千九百五拾圓。海外輸出向製

糸、拾八貫目トス。

桑苗植立、壹萬八百本。

人参、貳千三百九拾貫匁。

薄荷、四百六拾九貫匁。

漆実、四百三拾壹石四斗。

煙草、千四百五拾五貫匁。

綿、千七百七拾七貫匁。』

藍、三千百貳拾貫匁。

紙、式百九拾八束。

銅、式千貫匁。

牧畜

馬、三百五頭。但、内國種。

産馬ナシ。南部三春地方ヨリ購入スト雖トモ、僅少ナリ。取引ハ、

牛馬賣買免許人ノ手ヲ経ルヲ常トセリ。

産馬會社ノ方法ニ随フト雖トモ、年賦金ノ怠納者アリ。

鶏、千百十羽。

(七) 職業

農、五百二十五戸。

商、二十九戸。

工、十八戸。』

雜業、十八戸。

別掲

酒造家、二戸。

菓子屋、二十戸。

(八) 學事

尋常小學校、一。

學齡兒童、六百六十四人。内、男、三百三十八人、女、三百二十六人。

就學生、式百六十七人。内、男、二百九人、女、五十八人。

不就學兒童、三百九十七人。内、男、百二十九人、女、二百六十八人。

他ニ在學ノモノナシ。

(九) 宗教

宗教ハ、一般ニ行ハレス。殊ニ掲クベキナシ。

真言宗、三、臨濟宗、四、曹洞宗、四、浄土宗、一ニシテ、計』

十二ヶ寺アリ。

教會所、臨濟宗、一ヶ所アリ。

基督教行ハレス。

(十) 物價

米、壹石二付、金四円五拾錢。大麦、壹石二付、金三円三拾錢。

酒、全、金拾三円。塩、三斗入壹俵、金七拾五錢。

味噌、壹貫匁、金壹円。醬油、壹石、金六円五拾錢。

石油、壹斗、金壹円拾五錢。木材、尺貫壹本、金六拾五錢。

大工、壹人自食、金拾七錢。土方、一人自食、金拾五錢。

耕夫、一人自食、金拾三錢。

魚類、其他絹布等ハ、他地方ノ輸入ナルヲ以テ、價不廉ナリ。

野菜、平常部内ノ産出ヲ用ユレハ、別ニ高價ナラスト雖トモ、坂下

地方ヨリ輸入スルトキハ、不廉ナリ。』

(十一) 衛生

地方病ナシ。通常最モ多キハ胃病トス。傳染病ノ流行亦ナシト雖ト

モ、十八年中、飯谷銅山鑛夫ニ天然痘、其他、腸窒扶斯病ヲ發生セ

シコトアリシモ、甚シキ傳播ニ至ラス。

出産、九十二人ニシテ、死亡、七十二人。近年甚シキ増減ヲ見ス。

生命年齢平均、四拾五年。

婚姻、男八十九年、女八十七、八年ヲ以テ普通トナスノ慣習ナリ。

(十二) 犯罪

本区内、犯罪處分ヲ受クルモノ甚タ稀少ニシテ、失火及証券印税規則違犯者等ナリ。』

公賣處分ヲ受クルモノ、從來、寡ナクシテ、近況亦異ナルナシ。

身代限處分ヲ受クルモノ、前年稀レニアリシカ、近来ナシ。

(十三) 諸税金及協議費

国税、三千六百拾圓五拾七錢三厘。

地方税、千七百六拾九圓七拾壹錢七厘。

町村費、千七百七拾四圓貳拾九錢九厘。

協議費、六百五圓貳拾五錢六厘。

(十四) 雜件

本区内、農夫ハ耕地寡少ナルヲ以テ、農閑、山業、或ハ紙漉業、炭焼等ヲ営ムアリ。其積雪ニアリテハ、草履、草鞋ヲ造リ、又、萱手職、或ハ鑛山等へ出稼スルモノアリ。女子ハ、紡績、裁縫ニ従事セリ。又、越後地方ヨリ来リテ、日稼ヲナスモノアリ。

起臥ハ、朝五時ニ起キ、夜十時、或ハ十一時ニ臥ス。夜業、男子ハ藁細工、女子ハ紡績等ヲナスヲ常トス。期日休業、一、三回ニシテ、一日ノ休業二回。凡一時間半ナリトス。』

河沼郡物價表

物品	相庭	物品	相庭
米	壹石 四円拾六錢六厘	水油	壹石 拾七円七拾錢
大麦	全 貳円	石油	全 拾壹円
小麦	全 三円九拾六錢八厘	薪	一棚 壹円四拾五錢
大豆	全 三円九拾九錢四厘	炭	拾貫匁 貳拾五錢
小豆	全 四円三拾八錢四厘	美ノ紙	百枚 四拾錢
蕎麦	一貫目 貳円四拾八錢壹厘	半紙	全 拾錢
実綿	全 貳拾八錢八厘	白砂糖	和百斤 八円三拾錢
藍葉	全 貳拾壹錢九厘	赤砂糖	洋全 八円
菜種	壹石 三円六拾三錢貳厘	清酒	壹石 拾貳円五拾錢
煙草葉	一貫目 貳拾六錢九厘	醬油	全 拾円
茶	一貫目 貳円七拾錢	鯉節	一貫目 壹円三拾錢』
繭	壹石 三拾円五拾錢	千草絹	壹反 貳円
生糸	一斤 五円六拾七錢	塩	壹石 貳円五拾錢
白木綿	一反 三拾貳錢	乾鮑	一貫目 壹円貳拾錢
縮緬	壹尺 貳拾錢	木材	尺貫 八拾五錢』

明治二〇年「民度調 河沼郡」とその作成に関わる史料

河沼郡農工及諸雇賃銭表

業名	性別	賃銭
農作年雇	男	一ヶ月給料 一円三十三銭
	女	一円
農作日雇	男	一日賃 八銭
	女	六銭
養蚕	男	全 拾銭
	女	全 八銭
機織	男	一ヶ月給料 一円
	女	全 一円
大工	全	一日賃 拾三銭三厘
左官	全	拾四銭三厘
桶工	全	拾四銭
石工	全	拾四銭
木挽	全	拾四銭
屋根職	全	拾四銭
畳刺	全	拾八銭
建具職	全	一日賃 拾四銭
経師職	全	拾五銭
指物職	全	拾三銭三厘
和服仕立	全	拾銭

鍛冶職 全 拾四銭

鑄掛職 全 拾八銭

酒造稼人 全 拾貳銭五厘

醬油造稼人 全 拾銭

油絞職 全 拾八銭

染物職 全 拾五銭

綿打職 全 『拾五銭』

煙草刻職 一日賃 拾五銭

船大工職 全 拾五銭

日雇人足 拾五銭

下男 一ヶ月給料 壹円貳拾銭

下女 全 壹円

備考

本表農作被雇者給料ノ如キハ、低廉ニ似タリト雖モ、其扶持タル雇主ヨリ給與スルヲ以テ也。』

河沼郡農産物収穫表

種類	収量
米	六万四千三百三拾石七斗五升
麦	四千八百五拾八石五斗壹升

楮 壹万六千百拾九貫三百三十三匁

大豆 六千七百四拾貳石

煙草葉 七千拾五貫四百五拾三匁

生糸 六百七拾三貫八百八十八匁

蕎麥 貳千五百貳石六升貳合

實綿 四万八千百拾四貫貳百匁

藍葉 三万四千六百九拾五貫貳百匁

菜種 三千貳百八拾壹石三斗貳升三合

繭 三百九拾壹石壹斗壹升六合

蚕卵紙 百四拾三枚

備考

本表ハ、明治十七年ヨリ至十九年ニ至ル三ケ年間ノ收穫ヲ平均シ、一ケ年ノ産額ヲ算出シタルモノナリ。

河沼郡重要品輸出入高及金高表

品種	輸	出
米	個数 六万俵	一個ノ代金 拾萬五千圓 壹俵、四斗五升入 壹圓七拾五錢
生糸	四拾個	壹萬貳千圓 壹個、九貫目

水油 壹萬四千四百貫目 六千圓 貳貫四百二付

紙 三千束 千五百圓 壹圓 壹東二付

品種 輸 代價 入  
個数 一個ノ代金

鹽 壹萬五千俵 壹萬貳千圓 壹俵、三斗五升入

生、乾魚類 七千個 貳萬千圓 壹個、拾貫目

砂糖 四千個 壹萬六千圓 全 三圓

太物 千個 五萬圓 全 四圓

石油 四百個 千八拾圓 壹個、貳斗入 五拾圓

竹 壹萬貫目 千百圓 壹貫目 貳圓七拾錢

麻 五百貫目 五百五拾圓 壹貫目 拾壹錢

明治二〇年「民度調 河沼郡」とその作成に関わる史料

壹圓拾錢

晷表

壹萬貳千枚

千八百圓

壹枚

拾五錢

桑苗

三萬五千本

四百五拾五圓

千本

拾三圓』